

## 5 収支比率及び積立比率の実績と将来見通しとの乖離の分析

本節では、被用者年金について、平成17年度の収支比率や積立比率の「実績」が「将来見通し」と乖離した要因を分析する。

収支比率は、年金財政の支出のうち保険料収入や運用収入など自前財源で賄うこととなる総合費用（「実質的な支出—国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に用いられる。）を保険料収入と運用収入の合計で除して得られる比率で、収支状況を表し、100%を超えると積立金の取り崩し等、保険料収入や運用収入のほかの財源が必要となることを意味する。また、積立比率は、前年度末積立金を総合費用で除して得られる比率で、積立金が総合費用の何年分に相当するかを表し、これが大きいほど積立金に余裕があることを示している。

運用利回り、賃金上昇率、年金改定率の実績が、平成16年財政再計算における将来見通しと乖離することにより、積立金、保険料収入、総合費用などの単独の財政項目について、実績と将来見通しとの間に乖離が生じてくる（積立金は図表3-2-11、保険料収入と総合費用は図表3-3-9）。収支比率と積立比率は、ともに収入項目、支出項目、積立金などの各財政項目の動きを総合的に捉える財政指標であるが、複数の項目の組合せの結果、分子・分母で乖離がある程度緩和されることもあり、単独項目のように乖離が単純に拡大していくものではない。被用者年金各制度の平成17年度の収支比率は将来見通しより改善し、積立比率は概ね将来見通しと同水準となっているが、これらについて詳しく分析することとする。

なお、前述のとおり、乖離分析を単純にするため、平成16年改正後の制度改正による基礎年金の国庫・公経済負担の引上げによって生じた乖離をあらかじめ除去する方法として、比較対象の一方である平成16年財政再計算における「将来見通し」に当該引上げ分を反映し加工したものを平成17年度の実績と比較している。

(1) 平成17年度の収支比率

最初に平成17年度の収支比率の実績と将来見通しを再度まとめておくと次の図表3-5-1のとおりで、各制度いずれも実績が将来見通しを下回っており、厚生年金で25.1ポイント、国共済+地共済の簿価ベースで14.4ポイント（国共済及び地共済それぞれではそれぞれ6.7ポイント及び16.6ポイント）、私学共済の簿価ベースで17.6ポイント下回った。

図表3-5-1 平成17年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
平成17年度収支比率 実績	[88.9]	85.0 [60.3]	93.0 [79.1]	82.7 [55.9]	74.0 [65.5]
将来見通し	113.9	99.4	99.7	99.3	91.6
乖離（実績-将来見通し）	[△ 25.1]	△ 14.4 [△ 39.2]	△ 6.7 [△ 20.6]	△ 16.6 [△ 43.4]	△ 17.6 [△ 26.0]
乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）	[△ 22.0]	△ 14.5 [△ 39.4]	△ 6.8 [△ 20.6]	△ 16.7 [△ 43.7]	△ 19.2 [△ 28.4]

注1：「」内の数値は、時価ベースのものである。

注2：厚生年金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた財政再計算ベースのもの（第3節で「実績推計」としていたもの）である。

注3：平成16年財政再計算の将来見通しにおける平成17～20年度の基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担については、平成16年改正に基づき各制度とも拠出金の(1/3+11/1000)相当額として見込まれているが、その後の制度改正により当該国庫・公経済負担が引き上げられていることから、平成17年度収支比率の将来見通しは、実績との比較のため当該引上げ分の加工を行った数値であり、年金数理部会にて推計した。

(2) 収支比率の乖離の発生要因別分解方法

平成17年度の収支比率の実績が16年財政再計算における将来見通しと乖離した要因として次のものを考え、それぞれが寄与した分を計算する<sup>注1</sup>。

- 総合費用<sup>注2</sup>が将来見通しと異なっていたこと
- 保険料収入が将来見通しと異なったこと
- 運用収入が将来見通しと異なったこと

注1 各要因が平成17年度の収支比率の将来見通しとの乖離に与えた寄与分の計算方法は、章末の補遺3参照のこと。本節で行う収支比率の各要因の寄与分の計算は、補遺3で示した算式・計算順によった場合のものである。一般に、寄与分の計算は計算の仕方によって結果が若干動くことがあることに留意されたい。

注2 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に使用される。

(3) 収支比率の乖離分析結果

—収支比率の乖離の主要な要因は、運用収入が将来見通しと異なったこと—

この計算結果によると（図表3-5-2）、平成17年度の収支比率の実績が16年財政再計算における将来見通しを上回った乖離は、主に運用収入が将来見通しと異なったことにより発生したものであることがわかる。

乖離全体と運用収入の乖離の寄与を対比させると、厚生年金で△25.1%に対して△27.1%、国共済+地共済（簿価ベース）で△14.4%に対して△15.0%（国共済で△6.7%に対し△8.3%、地共済で△16.6%に対し△16.9%）、私学共済（簿価ベース）で△17.6%に対して△18.4%となっている。地共済では総合費用の乖離が収支比率を低くする方向に働いているため、国共済+地共済においても総合費用率が収支比率を低めているが、それ以外では、総合費用の乖離は収支比率を高くする方向に働いている。

図表3-5-2 平成17年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
17年度収支比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	△ 25.1	△ 14.4	△ 6.7	△ 16.6	△ 17.6
総合費用	2.7	0.9	1.8	1.6	0.6
保険料収入	0.6	1.4	0.3	1.9	0.1
運用収入	27.1	15.0	8.3	16.9	18.4
17年度収支比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	100	100	100	100	100
総合費用	11	6	27	10	4
保険料収入	3	10	4	11	1
運用収入	108	104	123	101	104

注：[ ]内の数値は、時価ベースのものである。

第3章

さらに、「運用収入が将来見通しと異なること」の要因として、前節の積立金の乖離分析でみたのと同様に、前年度末の積立金との名目運用利回りや運用収入以外の収支残が、将来見通しと異なったことが考えられるので、この寄与分について、

- 16年度末の積立金が将来見通しと異なったこと<sup>注1</sup>の寄与分
- 17年度の名目運用利回りが将来見通しと異なっていたことの寄与分
- 17年度の運用収入以外の収支残<sup>注2</sup>が将来見通しと異なったことの寄与分に分けた<sup>注3</sup>。

注1 各制度の将来見通しは、厚生年金を除き平成17年度以降に関し作成されているので、平成16年度以前の乖離の寄与までは遡らなかった。

注2 運用収入以外の収支残とは、運用収入以外の収支項目でみた収支残のことである。

注3 計算方法の詳細は章末の補遺3参照のこと。

結果は次の図表3-5-3のとおりである。

図表3-5-3 平成17年度収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済				
17年度収支比率の将来見通しとの乖離 (実績-将来見通し)	[△ 25.1]	△ 14.4	[△ 39.2]	△ 6.7	[△ 20.6]	△ 16.6	[△ 43.4]	△ 17.6	[△ 26.0]
総合費用	[2.7]	△ 0.9	[△ 0.6]	1.8	[1.5]	△ 1.6	[△ 1.1]	0.6	[0.6]
17年度総合費用の乖離分	[2.7]	△ 0.9	[△ 0.6]	1.8	[1.5]	△ 1.6	[△ 1.1]	0.6	[0.6]
保険料収入	[△ 0.6]	1.4	[0.7]	△ 0.3	[△ 0.2]	1.9	[0.9]	0.1	[0.1]
17年度保険料収入の乖離分	[△ 0.6]	1.4	[0.7]	△ 0.3	[△ 0.2]	1.9	[0.9]	0.1	[0.1]
運用収入	[△ 27.1]	△ 15.0	[△ 39.3]	△ 8.3	[△ 21.9]	△ 16.9	[△ 43.2]	△ 18.4	[△ 26.7]
16年度末積立金の乖離分	[△ 0.6]	△ 0.1	[△ 0.6]	0.0	[△ 0.4]	△ 0.2	[△ 0.7]	△ 0.1	[△ 0.9]
17年度 名目運用利回り	[△ 26.5]	△ 14.8	[△ 38.7]	△ 8.3	[△ 21.5]	△ 16.7	[△ 42.5]	△ 18.3	[△ 25.8]
運用収入以外の収支残	[△ 26.0]	△ 14.9	[△ 38.7]	△ 8.3	[△ 21.5]	△ 16.7	[△ 42.5]	△ 18.3	[△ 25.8]
運用収入以外の収支残	0.0	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]	0.0	[0.0]
17年度収支比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
総合費用	[△ 11]	6	[2]	△ 27	[△ 8]	10	[3]	△ 4	[△ 2]
17年度総合費用の乖離分	[△ 11]	6	[2]	△ 27	[△ 8]	10	[3]	△ 4	[△ 2]
保険料収入	[3]	△ 10	[△ 2]	4	[1]	△ 11	[△ 2]	△ 1	[△ 0]
17年度保険料収入の乖離分	[3]	△ 10	[△ 2]	4	[1]	△ 11	[△ 2]	△ 1	[△ 0]
運用収入	[108]	104	[100]	123	[106]	101	[99]	104	[103]
16年度末積立金の乖離分	[2]	1	[2]	△ 0	[2]	1	[2]	0	[3]
17年度 名目運用利回り	[106]	103	[99]	124	[105]	100	[98]	104	[99]
運用収入以外の収支残	[106]	103	[99]	124	[105]	100	[98]	104	[99]
運用収入以外の収支残	[△ 0]	△ 0	[△ 0]	△ 1	[△ 0]	△ 0	[△ 0]	△ 0	[△ 0]

注：「」内の数値は、時価ベースのものである。

これらの要因のうち収支比率のマイナスの乖離に最も寄与しているのは、各制度とも平成17年度の名目運用利回りが将来見通しを上回ったことであり、他の要因の寄与は、財政再計算が行われて間もないこともありいずれもわずかである。

(4) 平成17年度の積立比率

平成17年度の積立比率の実績と将来見通しとの乖離を再度まとめておくと次の図表3-5-4のとおり、厚生年金で△0.1、国共済+地共済で0.2（時価ベースでは0.3、以下同じ。）（国共済、地共済別では、国共済△0.2(△0.0)、地共済0.3(0.4)、私学共済で△0.1(0.3)となっている。

財政再計算が行われて間もないため、いずれの場合も乖離は極めて小さなものになっている。

図表3-5-4 平成17年度積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況

区分	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
平成17年度積立比率 実績	[6.1]	9.7 [9.9]	7.4 [7.5]	10.5 [10.7]	10.3 [10.6]
将来見通し	6.2	9.6	7.5	10.3	10.3
乖離 (=実績-将来見通し)	[△ 0.1]	0.2 [0.3]	△ 0.2 [△ 0.0]	0.3 [0.4]	△ 0.1 [0.3]
乖離の割合 (実績/将来見通し-1) (%)	[△ 1.0]	1.6 [3.2]	△ 2.1 [△ 0.4]	2.7 [4.3]	△ 0.5 [2.5]

注1：[ ]内の数値は、時価ベースのものである。

注2：厚生年金の実績は、厚生年金基金の最低責任準備金などを加えた財政再計算ベースのもの（第3節で「実績推計」としていたもの）である。

注3：平成16年財政再計算の将来見通しにおける平成17～20年度の基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担については、平成16年改正に基づき各制度とも拠出金の(1/3+11/1000)相当額として見込まれているが、その後の制度改正により当該国庫・公経済負担が引き上げられていることから、平成17年度積立比率の将来見通しは、実績との比較のため当該引上げ分の加工を行った数値であり、年金数理部会にて推計した。

(5) 積立比率の乖離の発生要因別分解方法

平成17年度の積立比率の実績が16年財政再計算における将来見通しと乖離した要因として次のものを考え、それぞれが寄与した分を計算する<sup>注1</sup>。

○前年度末積立金が将来見通しと異なっていたこと

○総合費用<sup>注2</sup>が将来見通しと異なったこと

注1 各要因が平成17年度末の積立金の将来見通しとの乖離に与えた寄与分の計算方法は、章末の補遺4参照のこと。本節で行う各要因の寄与分の計算は、補遺4で示した算式・計算順による場合のものである。一般に、寄与分の計算は計算の仕方によって結果が若干動くことがあることに留意されたい。

注2 「実質的な支出-国庫・公経済負担」のことで、総合費用率の算出に使用される。

(6) 積立比率の乖離分析結果

—積立比率の乖離は、概して総合費用の乖離による—

この計算結果によると(図表3-5-5)、厚生年金の乖離 $\Delta 0.1$ に対して総合費用の乖離分の寄与は $\Delta 0.2$ 、国共済+地共済の乖離 $0.2$ に対しては $0.1$ (時価ベースでは、乖離 $0.3$ に対して $0.1$ )、国共済の乖離 $\Delta 0.2$ に対しては $\Delta 0.1$ (時価ベースでは、乖離 $\Delta 0.0$ に対して $\Delta 0.1$ )、地共済の乖離 $0.3$ に対しては $0.2$ (時価ベースでは、乖離 $0.4$ に対して $0.2$ )、私学共済の乖離 $\Delta 0.1$ に対しては $\Delta 0.1$ (時価ベースでは、乖離 $0.3$ に対して $\Delta 0.1$ )となっている。

平成17年度の積立比率が16年財政再計算における将来見通しを上回った乖離の主な要因は、厚生年金、国共済+地共済(簿価ベース)、国共済(簿価ベース、時価ベース)、地共済(簿価ベース)及び私学共済(簿価ベース)では総合費用の乖離によっており、国共済+地共済(時価ベース)、地共済(時価ベース)及び私学共済(時価ベース)では前年度末積立金の乖離によるものとなっている。

図表3-5-5 平成17年度積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する各発生要因の寄与分

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
17年度積立比率の将来見通しとの乖離					
(再掲 実績-将来見通し)	$\Delta 0.1$	$0.2$	$0.2$	$0.3$	$\Delta 0.1$
前年度末積立金	$0.1$	$0.1$	$\Delta 0.0$	$0.1$	$0.0$
総合費用	$\Delta 0.2$	$0.1$	$\Delta 0.1$	$0.2$	$\Delta 0.1$
17年度積立比率の将来見通しとの乖離を100とした構成比	%	%	%	%	%
前年度末積立金	$100$	$100$	$100$	$100$	$100$
総合費用	$\Delta 215$	$36$	$92$	$73$	$170$

注：[ ]内の数値は、時価ベースのものである。

(7) 収支比率と積立比率の乖離の度合い

—収支比率の乖離がより大きいのは、運用収入の乖離のため—

平成17年度の収支比率及び積立比率の実績の、平成16年財政再計算における将来見通しからの乖離の割合は、図表3-5-1及び図表3-5-4に示したとおり、各制度とも収支比率の乖離の方が積立比率の乖離よりはるかに大きくなっている。収支比率及び積立比率の乖離に対する主な要因の寄与分を図表3-5-2及び図表3-5-5でみたが、図表3-5-6は、各々の財政指標の乖離に対する主な要因の寄与分を総合費用の乖離の寄与分を100とした指数で表したものである。

いずれの制度も、収支比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とした場合の運用収入の寄与分が非常に大きくなっていることがわかる。一方、積立比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とした場合の前年度積立金の寄与分はいずれの制度も100を割っており、寄与が比較的小さかったことがわかる。

このように、収支比率の乖離が積立比率の乖離を大幅に上回ったのは、それぞれにおける総合費用以外の要因の寄与の差に因っており、特に収支比率における運用収入の寄与が非常に大きかったことによる。

なお、国共済+地共済及び地共済の収支比率では、総合費用の寄与が運用収入と同じくマイナスに働いているため、総合費用の寄与分を100とした場合の運用収入の寄与分もプラスとなっており、他の制度と符号が逆になっていることに注意が必要である。

図表 3-5-6 平成17年度収支比率及び積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100とした主な要因の寄与分の指数

将来見通しとの乖離の発生要因	厚生年金	国共済+地共済		国共済		地共済		私学共済	
収支比率の乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）【図表3-5-1の一部を再掲】	[△ 22.0]	△ 14.5	[△ 39.4]	△ 6.8	[△ 20.6]	△ 16.7	[△ 43.7]	△ 19.2	[△ 28.4]
収支比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100としたときの指数（図表3-5-2の基準替え）									
総合費用	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
17年度総合費用の乖離分	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
保険料収入	[△ 24]	△ 167	[△ 119]	△ 16	[△ 14]	△ 115	[△ 78]	20	[18]
17年度保険料収入の乖離分	[△ 24]	△ 167	[△ 119]	△ 16	[△ 14]	△ 115	[△ 78]	20	[18]
運用収入	[△ 1004]	1745	[6459]	△ 455	[△ 1419]	1031	[3908]	△ 2879	[△ 4723]
積立比率の乖離の割合（実績/将来見通し-1）（%）【図表3-5-4の一部を再掲】	[△ 1.0]	1.6	[3.2]	△ 2.1	[△ 0.4]	2.7	[4.3]	△ 0.5	[2.5]
積立比率の乖離に対する総合費用の乖離の寄与分を100としたときの指数（図表3-5-5の基準替え）									
前年度末積立金	[△ 68]	56	[219]	8	[△ 80]	37	[120]	△ 41	[△ 392]
16年度末積立金の乖離分	[△ 68]	56	[219]	8	[△ 80]	37	[120]	△ 41	[△ 392]
総合費用	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]
17年度総合費用の乖離分	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]	100	[100]

注：[ ]内の数値は、時価ベースのものである。

## 補遺1

平成17年度の実績と平成16年財政再計算における  
将来見通しとの比較のための加工について

平成16年財政再計算における平成17年度以降の将来見通しには、平成16年の制度改革の内容は織り込まれているが、その後の制度改革は織り込まれていない。したがって、平成17年度の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの比較において、単純に差をとって違いをみても、その違いには、経済要素や人口要素のほか制度改革要素に起因するものも含むので、分析が複雑になる。そこで、単純化のため、財政に影響を与える制度改革を既存の平成16年財政再計算における将来見通しに反映させ、加工した推計値と平成17年度の実績とを比較することにより、その違いの要因を経済要素や人口要素などに限定し、制度改革要素に起因するものを除外することとする。

財政に影響を与える制度改革として、平成16年財政再計算における平成17～20年度の基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担については、平成16年改正に基づき各制度とも拠出金の(1/3+11/1000)相当額として見込まれているが、その後の制度改革により当該国庫・公経済負担が引き上げられている。

平成17年の改正は以下のとおり、制度ごとに平成17年度分として具体的な引上分(定額分)が法律で明記されているので、その額を平成16年財政再計算の平成17年度見通しに加算することとする。これによって、平成17年度実績と平成16年財政再計算における17年度の将来見通しの国庫・公経済負担の定額分の違いを消すことができる。加算額を(A)とする。

## 基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げ(平成17年度分)

	平成17年の改正	平成16年財政再計算
厚生年金	1/3 + 11/1000 + 82,160,355,000円	1/3 + 11/1000
国共済	1/3 + 11/1000 + 3,028,664,000円	1/3 + 11/1000
地共済	1/3 + 11/1000 + 8,202,307,000円	1/3 + 11/1000
私学共済	1/3 + 11/1000 + 1,028,680,000円	1/3 + 11/1000
国民年金	1/3 + 11/1000 + 24,750,966,000円	1/3 + 11/1000

平成16年財政再計算による平成17年度見通しと比べると、実質的な支出額は、保険料収入と国庫・公経済負担で賄う費用であり、給付費、基礎年金拠出金、その他拠出金の合計から追加費用、基礎年金交付金、その他交付金等収入を控除したもので表される。

実質的な支出額＝給付費＋基礎年金拠出金＋その他拠出金

－追加費用－基礎年金交付金－その他交付金等収入



### 第3章◆平成16年財政再計算結果との比較

上式には、保険料収入や国庫・公経済負担の項は含まれず、国庫・公経済負担の増加は実質的な支出額には影響を与えない。

一方、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の増加であることから、「実質的な支出—国庫・公経済負担」や基礎年金に関する支出（＝基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く））を加算額（A）だけ減少させ、基礎年金拠出金の項が含まれない独自給付に関する支出（＝実質的な支出—国庫・公経済負担—基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く））には影響を与えない。また、国庫・公経済負担の増加により収入が増加するため、運用収入や積立金を増加させる。

運用収入は、前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、運用利回りから計算できる。運用利回り（B）を次のように定義する。

$$B = \text{運用収入} / (\text{前年度末積立金} + \text{運用収入以外の収支残} / 2)$$

平成16年財政再計算において、運用利回りには手を加えず、運用収入以外の収支残を、基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担の引上げによって加工した結果とすることにより、運用収入にも、この制度改正が反映されることとなる。具体的な変換は、前年度末積立金をR、運用収入以外の収支残をS、前述のとおり国庫・公経済負担の加算額をAとすると、以下のとおりである。

【運用収入】：平成16年財政再計算における平成17年度運用収入（I）を次のように加工する。

全制度共通	$I \rightarrow R \times B + (S + A) \times B / 2$ $= I + A \times B / 2$
-------	--

平成16年財政再計算における平成17年度末積立金の加工値は、上記を総合させることによって得られる。具体的には、上記の表記を用いて、平成17年度末積立金は、

$$R_{17} = R_{16} \times (1 + B) + S \times (1 + B / 2)$$

なので、Sに係る加工を行うと次のような変換となる。

【積立金】：平成16年財政再計算における平成17年度末積立金を次のように変換する。記号はこれまでの記述と同じ。

全制度共通	$R_{17} \rightarrow R_{16} \times (1 + B) + (S + A) \times (1 + B / 2)$ $= R_{17} + A \times (1 + B / 2)$
-------	---

（注）平成16年財政再計算における平成18～21年度の年金財政指標の見通しに係る加工

平成18、19年度の加算額は、引上げ後の基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担割合と、平成16年財政再計算における割合の差を、財政見通しにおける基礎年金拠出金に乗じた額としている。なお、平成20年度の引上げ後の国庫・公経済負担の割合は平成19年度と同じとしている。（図表2-1-7参照）

平成18～21年度の運用収入及び年度末積立金は、当該年度の加算額に係る加工と、前年度以前の加工により前年度以前の年度末積立金が増加したことから生ずる運用収入の増加分を加える加工を行っている。

## 補遺2

## 平成17年度末の積立金の実績と

## 平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

平成17年度末の積立金の実績と平成16年財政再計算における将来見通し（平成16年改正後の国庫・公経済負担引上げを反映した加工値。以下同様。）の乖離の要因分解（乖離に対する各要因の寄与分の計算）は、以下のようにして行った。

## 図表3-4-4の要因分解

- 平成17年度末の積立金は、平成16年度末積立金、平成17年度の収支残を使って、次のように表される。

$$17\text{年度末積立金} = 16\text{年度末積立金} + (17\text{年度の収支残})$$

- 収支残は、前年度末の積立金から影響を受ける「運用収入」と、前年度末の積立金からは影響を受けない「運用収入以外の収支残」に分けられる。

$$\text{収支残} = \text{運用収入} + \text{運用収入以外の収支残}$$

- 名目運用利回りを、

$$\text{名目運用利回り} = \text{運用収入} / (\text{前年度末積立金} + \text{運用収入以外の収支残} / 2)$$

として算出する。この名目運用利回りをを用いると、逆に運用収入を次式から算出することができる。

$$\text{運用収入} = \text{前年度末積立金} \times \text{当年度の名目運用利回り}$$

$$+ \text{当年度の運用収入以外の収支残} \times \text{当年度の名目運用利回り} / 2$$

- 本年度末積立金は、前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、当年度の運用収入の合計であるから、この運用収入の算出式を用いると、

$$\text{本年度末積立金} = \text{前年度末積立金} \times (1 + \text{当年度の名目運用利回り})$$

$$+ \text{当年度の運用収入以外の収支残} \times (1 + \text{当年度の名目運用利回り} / 2) \cdots (1)$$

となる。

- ここで、

$A_n$  : 平成n年度末の積立金

$B_n$  : 平成n年度の名目運用利回り

$C_n$  : 平成n年度の運用収入以外の収支残

とおけば、式(1)は

$$A_n = A_{n-1} \times (1 + B_n) + C_n \times (1 + B_n / 2) \cdots (2)$$

と表される。式(2)において、 $n=17$ とすると、平成17年度末積立金は以下のとおりになる。

$$A_{17} = A_{16} \times (1 + B_{17}) + C_{17} \times (1 + B_{17} / 2) \cdots (3)$$

$A_{16}$ 、 $B_{17}$ 、 $C_{17}$ をすべて実績(簿価ベース、時価ベース)とすれば、式(3)は実績の平成17年度末積立金(簿価ベース、時価ベース)と一致する。また、 $A_{16}$ 、 $B_{17}$ 、 $C_{17}$ をすべて平成16年財政再計算における将来見通しとすれば、式(3)は平成16年財政再計算における平成17年度末積立金と一致する。

- 下記①～④の値を簿価ベース、時価ベースごとに計算する。

①

A<sub>16</sub>、B<sub>17</sub>、C<sub>17</sub>すべてに実績を代入 [平成17年度末積立金の実績となる]

②, ③

A<sub>16</sub>、B<sub>17</sub>、C<sub>17</sub>に順次、表のように、実績、平成16年財政再計算における将来見通しを代入

④

A<sub>16</sub>、B<sub>17</sub>、C<sub>17</sub>すべてに平成16年財政再計算における将来見通しを代入 [平成17年度末積立金の将来見通しとなる]

①と④の差「①-④」が実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離である。

①と②の違いは、式(3)において平成16年度末積立金A<sub>16</sub>として、実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するか、だけの違いである(B<sub>17</sub>、C<sub>17</sub>は①、②ともすべて実績を代入)。したがって差(①-②)は、平成17年度末時点の積立金の乖離(①-②)に対し、平成16年度末時点における積立金の将来見通しとの乖離が寄与した分とみなすことができる。

②と③の違いは、式(3)の平成17年度における「名目運用利回り」B<sub>17</sub>に実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するかの違いである。したがって差(②-③)は、平成17年度末時点の積立金の乖離(①-④)に対し、名目運用利回りが平成17年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。

③と④の違いは、平成17年度の「運用収入以外の収支残」C<sub>17</sub>に実績を代入するか、平成16年財政再計算における将来見通しを代入するかの違いである。したがって差(③-④)は、平成17年度末時点の積立金の乖離(①-④)に対し、運用収入以外の収支残が平成17年度で将来見通しと異なったことが寄与した分とみなすことができる。

このようにして、平成17年度末時点の積立金の乖離(①-④)を分解したものが図表3-4-3である。

変数への代入数値組合せ表

17年度末積立金 推計値 <b>A<sub>17</sub></b>	16年度以前の 基礎的数 値	17年度の基礎的数値	
	16年度末積 立金 <b>A<sub>16</sub></b>	名目運用利 回り <b>B<sub>17</sub></b>	運用収入以 外の収支残 <b>C<sub>17</sub></b>
① 実績	実績	実績	実績
② 推計値	将来見通し	実績	実績
③ 推計値	将来見通し	将来見通し	実績
④ 将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し

表3-4-6の要因分解

○ 名目運用利回り及び運用収入以外の収支残が将来見通しと異なったことの寄与分についてさらに要因分解を行うことで、平成17年度末の積立金の実績と将来見通しの乖離の分解をより細かいものにした。その際、経済要素に関しては、以下述べるように、名目賃金上昇率を基準に捉えることとした。

○ n年度の「名目運用利回り」 $B_n$ を次式のとおり、「被用者年金全体の名目賃金上昇率」 $Bb_n$ と「実質的な運用利回り」 $Ba_n$ に分解する。

$$1 + \text{名目運用利回り} = (1 + \text{実質的な運用利回り}) \times (1 + \text{被用者年金全体の名目賃金上昇率})$$

$$1 + B_n = (1 + Ba_n) \times (1 + Bb_n) \dots (5)$$

○ n年度の「運用収入以外の収支残」 $C_n$ は、(運用収入以外の収支残) = (保険料収入) - (給付費等)と表すことができる。ここで「給付費等」とは、保険料収入から運用収入以外の収支残を控除したものであり、給付費や基礎年金拠出金などの支出額から、運用収入及び保険料収入以外の国庫負担、基礎年金交付金などの収入額を控除したものである。

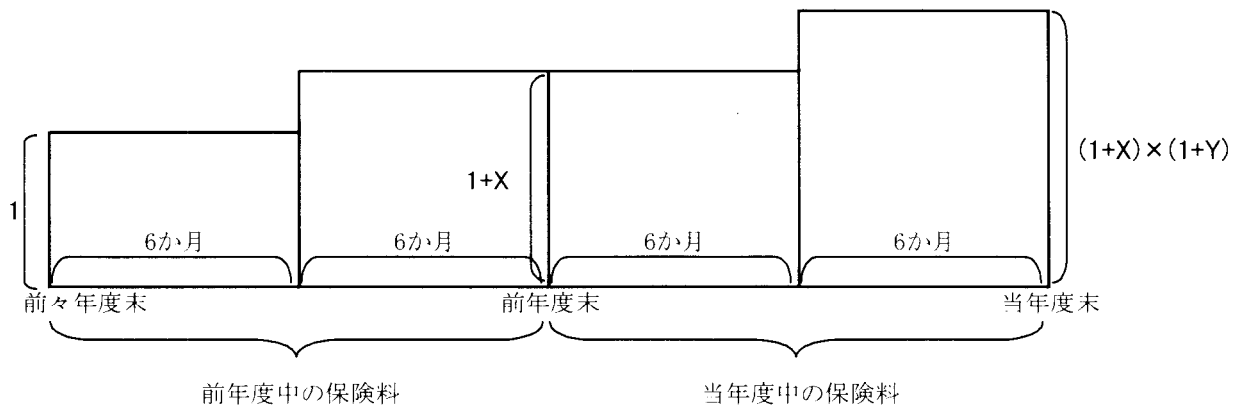
○ 保険料収入は、対象としている当該制度の名目賃金上昇率に連動して変動し、「給付費等」は年金改定率(物価スライド率等)に連動して変動するものと考えられる。

保険料収入と当該制度の名目賃金上昇率との関係については、名目賃金上昇率が年度末における1人当たり標準報酬額の前年比であり、標準報酬月額の変動は通常9月分からであることや納入月等も考慮し、当年度の名目賃金上昇率の半年分と前年度の名目賃金上昇率の半年分が保険料収入に織り込まれるものとする。

ここで、ひとつのモデルを考える。各年度末現在における1人当たりの標準報酬月額の比が、

	前々年度末	前年度末	当年度末
標準報酬月額の比	1	1+X	(1+X) × (1+Y)

であるとし、この年度間において人数変動が起きないとする。



当年度中の標準報酬月額と前年度中の標準報酬月額の比を $\rho$ とすれば、

$$\rho = \frac{(1/2) \times (1 + X) + (1/2) \times (1 + X) \times (1 + Y)}{(1/2) + (1/2) \times (1 + X)} = \frac{(1 + X) \times (1 + Y/2)}{1 + X/2}$$

$$\rho \doteq (1 + X/2) \times (1 + Y/2)$$

運用収入以外の収支残の乖離分析の際には、このような半年分の調整を各被用者年金制度と被用者年金全体について以下のように行うこととする。

制度の名目賃金上昇率

$$= (1 + \text{当該制度の当年度名目賃金上昇率}/2) \times (1 + \text{当該制度の前年度名目賃金上昇率}/2) - 1$$

被用者年金全体の名目賃金上昇率： $C_{a_n}$

$$= (1 + \text{被用者年金全体の当年度名目賃金上昇率}/2)$$

$$\times (1 + \text{被用者年金全体の前年度名目賃金上昇率}/2) - 1$$

一方、年金改定率と給付費等との関係については、年金改定（物価スライド）は通常4月分からなので、年金改定率が1年分、給付費等に織り込まれるものと考えられる。

- n年度の「制度の名目賃金上昇率が0%の場合の保険料収入」 $C_{d_n}$ と「年金改定率が0%の場合の給付費等」 $C_{e_n}$ を以下のとおりとする。

制度の名目賃金上昇率が0%の場合の保険料収入： $C_{d_n} = \text{保険料収入} / (1 + \text{当該制度の名目賃金上昇率})$

年金改定率が0%の場合の給付費等： $C_{e_n} = \text{給付費等} / (1 + \text{年金改定率})$

- また制度の名目賃金上昇率と被用者年金制度全体の名目賃金上昇率の関係として、n年度の「制度の名目賃金上昇率の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率」 $C_{b_n}$ と、「年金改定率の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率」 $C_{c_n}$ を以下のとおりとする。

制度の名目賃金上昇率の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率： $C_{b_n}$

$$= (1 + \text{当該制度の名目賃金上昇率}) / (1 + \text{被用者年金全体の名目賃金上昇率})$$

年金改定率の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率： $C_{c_n}$

$$= (1 + \text{年金改定率}) / (1 + \text{被用者年金全体の名目賃金上昇率})$$

- すると、運用収入以外の収支残は、以下のように表されることになる。

運用収入以外の収支残： $C_n = \text{保険料収入} - \text{給付費等}$

$$= C_{d_n} \times C_{b_n} \times (1 + C_{a_n}) - C_{e_n} \times C_{c_n} \times (1 + C_{a_n}) \cdots (6)$$

- 式(4)～(6)により、平成17年度末の積立金 $A_{17}$ は、以下のように表されることになる。

$$A_{17} = A_{16} \times (1 + B_{17}) + C_{17} \times (1 + B_{17}/2)$$

$$= A_{16} \times (1 + B_{a17}) \times (1 + B_{b17}) + [C_{d17} \times C_{b17} \times (1 + C_{a17}) - C_{e17} \times C_{c17} \times (1 + C_{a17})]$$

$$\times [1 + (1 + B_{a17}) \times (1 + B_{b17})] / 2 \cdots (7)$$

式(7)の変数 $A_{16}$ 、 $B_{a16}$ 、 $B_{b16}$ 、 $C_{a16}$ 、 $C_{b16}$ 、 $C_{c16}$ 、 $C_{d16}$ 、 $C_{e16}$ に実績又は将来見通しの数値を次頁の表のように代入していき、推計値(1)～(7)まで計算し、順次差をとることにより各々の寄与を計算することができる。例えば、積立金計算の基礎的数値すべてに実績を入れれば、平成17年度末積立金の実績が得られる。また、積立金計算の基礎的数値すべてに将来見通しを入れれば、平成17年度末積立金の平成16年財政再計算における将来見通しが得られる。

- 図表3-4-3の作成と同じようにして、以上8個の基礎的数値を順に、実績と将来見通しを入れ替え、式(7)の値の差を計算することで、各基礎的数値が将来見通しと異なったことの寄与分を得ることができる。

なお、平成17年度について $C_{b17}$ と $C_{c17}$ は同時に入れ替え、入れ替えたときの式(7)の値の差を、平成17年度の（運用収入以外の収支残における）「被用者年金全体の名目賃金上昇率以外の経済要素が将来見通しと異なったことの寄与」とした。

同様に(Cd<sub>17</sub>とCe<sub>17</sub>も同時に入れ替え、入れ替えたときの式(7)の値の差を、平成17年度の(運用収入以外の収支残における)「人口要素等が将来見通しと異なったことの寄与」とした。

変数への代入数値組合せ表

17年度末積立金推計値 A <sub>17</sub>	16年度以前の基礎的数値		17年度の基礎的数値						
	16年度末積立金 A <sub>16</sub>	実質的な運用利回り Ba <sub>17</sub>	名目運用利回り算出のための基礎的数値		運用収入以外の収支残を算出するための基礎的数値				
			被用者年金全体の名目賃金上昇率 Bb <sub>17</sub>	被用者年金全体の名目賃金上昇率(半年分調整後) Ca <sub>17</sub>	経済要素			人口要素等	
					各制度別の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率 Cb <sub>17</sub>	年金改定の被用者年金全体の名目賃金上昇率に対する比率 Cc <sub>17</sub>	各制度別の名目賃金上昇率が0%の場合の保険料収入 Cd <sub>17</sub>	年金改定の率が0%の場合の給付費等 Ce <sub>17</sub>	
(1) 実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
(2) 推計値	将来見通し	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
(3) 推計値	将来見通し	将来見通し	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
(4) 推計値	将来見通し	将来見通し	将来見通し	実績	実績	実績	実績	実績	
(5) 推計値	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	実績	実績	実績	実績	
(6) 推計値	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	実績	実績	
(7) 将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	

平成17年度末積立金の推計値一覧

	厚生年金	国共済+地共済		国共済		地共済		私学共済	
	兆円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
(1) 実績	[174.2]	475,662	[506,814]	87,580	[91,690]	388,082	[415,154]	33,180	[34,730]
(2) 推計値	[170.3]	472,976	[495,813]	87,725	[90,227]	385,251	[405,586]	33,060	[33,576]
(3) 推計値	[160.7]	457,515	[457,929]	85,375	[85,731]	372,140	[372,198]	31,739	[31,768]
(4) 推計値	[163.1]	464,421	[464,839]	86,667	[87,025]	377,755	[377,813]	32,216	[32,246]
(5) 推計値	[163.1]	464,330	[464,752]	86,645	[87,008]	377,681	[377,744]	32,212	[32,213]
(6) 推計値	[163.1]	461,807	[465,224]	86,741	[87,100]	378,066	[378,125]	32,270	[32,300]
(7) 将来見通し	[164.0]	465,339	[465,339]	87,206	[87,206]	378,133	[378,133]	32,273	[32,273]

注：[ ]内の数値は時価ベースのものである

補遺3

平成17年度の収支比率の実績と

平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

平成17年度の収支比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通し（平成16年改正後の国庫・公経済負担引上げを反映した推計値。以下同様。）の乖離の要因分解（乖離に対する各要因の寄与分の計算）は、積立金と同様な変数を用いて行った。その内容を簡単に記すこととする。

図表3-5-2の要因分解

収支比率は、総合費用を保険料収入と運用収入の合計で除して得られる比率であり、平成n年度の収支比率を $A_n$ 、平成n年度の総合費用を $B_n$ 、平成n年度の保険料収入を $C_n$ 、平成n年度の運用収入を $D_n$ とすれば、次の式で表される。

$$A_n = B_n / (C_n + D_n) \cdots (1)$$

推計式(1)の変数 $B_{16}$ 、 $C_{16}$ 、 $D_{16}$ に実績又は将来見通しの数値を次の表のように代入していき、推計値①～④まで計算し、順次差をとることにより各々の寄与を計算することができる。例えば、推計値①－推計値②は、平成17年度の総合費用の乖離の寄与分である。

なお、推計値①は平成17年度収支比率の実績となり、推計値④は平成16年財政再計算における平成17年度の将来見通しとなる。

このようにして、平成17年度時点の収支比率の乖離（①－④）を分解したものが図表3-5-2である。

17年度収支比率推計値	17年度総合費用	17年度保険料収入	17年度運用収入
A <sub>17</sub>	B <sub>17</sub>	C <sub>17</sub>	D <sub>17</sub>
① 実績	実績	実績	実績
② 推計値	将来見通し	実績	実績
③ 推計値	将来見通し	将来見通し	実績
④ 将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し

図表3-5-3の要因分解

収支比率の因子である運用収入は、前年度末の積立金及び当年度の運用収入以外の収支残と名目運用利回りによって計算される。平成n年度末の積立金を $E_n$ 、平成n年度の運用収入以外の収支残を $G_n$ 、平成n年度の名目運用利回りを $F_n$ とし、名目運用利回りを前年度末積立金と当年度の運用収入以外の収支残、運用収入を用いて

$$F_n = D_n / (E_{n-1} + G_n / 2)$$

と定義すれば、運用収入は次の式で表される。

$$D_n = (E_{n-1} + G_n / 2) \times F_n \cdots (2)$$

式(1)に式(2)を代入して、収支比率を前年度末積立金、名目運用利回り、運用収入以外の収支残などの要因に分解すると以下のようなになる。

$$A_n = B_n / [C_n + (E_{n-1} + G_n / 2) \times F_n]$$

したがって、平成17年度の収支比率 $A_{17}$ は次式で表せる。

$$A_{17} = B_{17} / [C_{17} + (E_{16} + G_{17} / 2) \times F_{17}] \cdots (3)$$

推計式(3)の変数B<sub>17</sub>、C<sub>17</sub>、E<sub>16</sub>、F<sub>17</sub>、G<sub>17</sub>に実績又は将来見通しの数値を次頁の表のように代入していき、推計値(1)～(6)まで計算し、順次差をとることにより各々の寄与を計算することができる。例えば、推計値(1)－推計値(2)は、平成17年度の総合費用の乖離の寄与分である。

なお、推計値(1)は平成17年度取支比率の実績となり、推計値(6)は平成16年財政再計算における平成17年度の将来見通しとなる。

このようにして、平成17年度時点の取支比率の乖離((1)－(6))を分解したものが図表3-5-3である。なお、推計結果(式(3)の値)は次々表、用いた基礎的数値は149頁のとおりである。

	総合費用算 のための 基礎的数値	保険料収入 のための 基礎的数値	運用収入算出のための基礎的数値		
	17年度	17年度	16年度以前	17年度	
17年度取支比率推 計値 A <sub>17</sub>	17年度総合 費用 B <sub>17</sub>	17年度保険 料収入 C <sub>17</sub>	16年度末積 立金 E <sub>16</sub>	名目運用利 回り F <sub>17</sub>	運用収入以 外の収支残 G <sub>17</sub>
(1) 実績	実績	実績	実績	実績	実績
(2) 推計値	将来見通し	実績	実績	実績	実績
(3) 推計値	将来見通し	将来見通し	実績	実績	実績
(4) 推計値	将来見通し	将来見通し	将来見通し	実績	実績
(5) 推計値	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	実績
(6) 将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し	将来見通し

平成17年度取支比率の推計値一覧

	厚生年金	国共済+地共済		国共済		地共済		私学共済	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
(1) 実績	[88.9]	85.0	[60.3]	93.0	[79.1]	82.7	[55.9]	74.0	[65.5]
(2) 推計値	[86.1]	85.9	[60.9]	91.2	[77.6]	84.3	[57.0]	73.3	[65.0]
(3) 推計値	[86.8]	84.5	[60.1]	91.5	[77.8]	82.5	[56.1]	73.2	[64.9]
(4) 推計値	[87.4]	84.6	[60.8]	91.4	[78.2]	82.6	[56.8]	73.3	[65.7]
(5) 推計値	[114.0]	99.4	[99.4]	99.8	[99.7]	99.3	[99.3]	91.6	[91.6]
(6) 将来見通し	[113.9]	99.4	[99.4]	99.7	[99.7]	99.3	[99.3]	91.6	[91.6]

注：「」内の数値は時価ベースのものである



補遺4

平成17年度の積立比率の実績と

平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離の要因分解について

平成17年度の積立比率の実績と平成16年財政再計算における将来見通し（平成16年改正後の国庫・公経済負担引上げを反映した推計値。以下同様。）の乖離の要因分解（乖離に対する各要因の寄与分の計算）は、積立金と同様な変数を用いて行った。その内容を簡単に記すこととする。

図表3-5-5の要因分解

積立比率は、前年度末積立金を総合費用で除して得られる比率である。平成n年度の積立比率を $A_n$ 、平成n年度の積立金を $B_n$ 、平成n年度の総合費用を $C_n$ とすれば、

$$A_n = B_{n-1} / C_n$$

である。

したがって、平成17年度の積立比率 $A_{17}$ は次式で表せる。

$$A_{17} = B_{16} / C_{17} \cdots (1)$$

推計式(1)の変数 $B_{16}$ 、 $C_{17}$ に実績又は将来見通しの数値を次の表のように代入していき、推計値①～③まで計算し、順次差をとることにより各々の寄与を計算することができる。例えば、推計値①－推計値②は、平成16年度末積立金の乖離の寄与分である。

なお、推計値①は平成17年度積立比率の実績となり、推計値③は平成16年財政再計算における平成17年度の将来見通しとなる。

このようにして、平成17年度時点の収支比率の乖離（①－③）を分解したものが図表3-5-5である。

17年度積立比率推計値 $A_{17}$	前年度末積立金 $B_{16}$	17年度総合費用 $C_{17}$
(1) 実績	実績	実績
(2) 推計値	将来見通し	実績
(3) 将来見通し	将来見通し	将来見通し

なお、推計結果（式(1)の値）は次の表、用いた基礎的数値は149頁のとおりである。

平成17年度積立比率の推計値一覧

	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
(1) 実績	[6.1]	9.7 [9.9]	7.4 [7.5]	10.5 [10.7]	10.3 [10.6]
(2) 推計値	[6.0]	9.7 [9.7]	7.4 [7.4]	10.5 [10.5]	10.2 [10.2]
(3) 将来見通し	[6.2]	9.6 [9.6]	7.5 [7.5]	10.3 [10.3]	10.3 [10.3]

注：[ ]内の数値は時価ベースのものである。

(参考)①平成17年度末積立金、②平成17年度収支比率、③平成17年度積立比率を推計するための基礎的数値(家給)

① ② ③	厚生年金		国共済+地共済		国共済		地共済		私学共済	
	兆円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成16年度の賃金上昇率										
	0.20				0.52	0.52	0.04	0.04	1.25	1.25
	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17
A <sub>16</sub> E <sub>16</sub> B <sub>16</sub>	171.1	467,652	475,228	87,034	88,564	380,619	386,664	32,102	33,079	
F <sub>16</sub>	10.4	16,026	39,219	2,423	4,647	13,604	34,573	1,359	1,903	
Ba <sub>16</sub>	6.21	3.46	8.32	2.81	5.29	3.60	9.01	4.25	15.77	
平成17年度の賃金上昇率										
	0.17				0.05	0.05	0.11	0.11	0.59	0.59
	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
G <sub>17</sub>	7.3	8,017	7,803	1,877	1,521	6,140	6,082	282	252	
C <sub>17</sub>	21.0	40,389	40,389	10,290	10,290	30,099	30,099	2,865	2,865	
Ca <sub>17</sub>	0.19	0.00	0.00	0.23	0.23	0.07	0.07	0.92	0.92	
Cb <sub>17</sub>	1.000	1,002	1,002	1,004	1,004	1,001	1,001	0.993	0.993	
	28.4	64,256	64,256	17,781	17,781	46,475	46,475	3,075	3,075	
	0.1	15,850	16,284	5,614	5,970	10,236	10,294	72	42	
B <sub>17</sub> C <sub>17</sub>	27.9	47,968	47,968	11,822	11,822	36,147	36,147	3,125	3,125	
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
Cc <sub>17</sub>	1.002	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	
Cd <sub>17</sub>	21.0	40,389	40,389	10,266	10,266	30,122	30,122	2,892	2,892	
Ce <sub>17</sub>	28.3	48,406	47,992	12,167	11,811	36,239	36,181	3,147	3,117	
	27.9	47,968	47,968	11,822	11,822	36,147	36,147	3,125	3,125	
	174.2	475,662	506,844	87,580	91,690	388,082	415,154	33,180	34,730	

注1 ①内の数値は、時価ベースのものである。  
 注2 表中の名目賃金上昇率は、年齢構成の変動による影響を除いた標準報酬の上昇率であり、被用者年金全体の数値は、粗い推計値である。  
 なお、共済については賞与を含む複眼的な推計値である。  
 注3 その他支出には、時価ベースの運用収入に含まれている有価証券売却等の費用が含まれているので運用収入(簿価)と正味運用収入の差を控除した。

(参考)①平成17年度末積立金、②平成17年度収支比率、③平成17年度積立比率を推計するための基礎的数値(平成16年財政再計算結果)

① ② ③	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済
	兆円	億円	億円	億円	億円
平成16年度の賃金上昇率					
	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
A <sub>16</sub> E <sub>16</sub> B <sub>16</sub>	167.5	465,061	87,175	377,886	31,988
F <sub>16</sub>	3.0	7,384	1,373	6,012	510
Ba <sub>16</sub>	1.81	1.60	1.59	1.60	1.60
Ba <sub>16</sub>	0.50	0.30	0.28	0.30	0.30
平成17年度の賃金上昇率					
	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
G <sub>17</sub>	6.5	7,106	1,342	5,764	224
C <sub>17</sub>	20.8	41,346	10,249	31,097	2,873
Ca <sub>17</sub>	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
Cb <sub>17</sub>	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
Cb <sub>17</sub>	1.000	1,000	1,000	1,000	1,000
	27.8	65,285	17,847	47,438	3,069
	0.6	16,833	6,256	10,576	28
B <sub>17</sub> C <sub>17</sub>	27.1	48,452	11,591	36,861	3,098
	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Cc <sub>17</sub>	0.991	0.991	0.991	0.991	0.991
Cd <sub>17</sub>	20.6	40,956	10,152	30,804	2,846
Ce <sub>17</sub>	27.2	48,452	11,591	36,861	3,097
	27.1	48,452	11,591	36,861	3,098
	164.0	465,339	87,206	378,133	32,273

注 平成16年改正後の制度改正による基礎年金拠出に係る国庫・公経済負担の引上げを反映した場合の数値である。

補遺5

年金給付費に対する賃金上昇率、物価上昇率の影響について (考察)

(1) 本補遺の問題意識

本章第4節では、保険料や給付費が長期的には概ね名目賃金上昇率に応じて増減すると考えられることから、実質的な運用利回りを考え、また、積立金の実績と平成16年財政再計算との乖離に関し、名目賃金上昇率が見通しと異なった分を除いた、年金財政への実質ベースの影響について分析している。しかし、実際の年金制度では、受給者になってからは、65歳までは賃金上昇率で、65歳以上は物価上昇率で年金額が改定されていく（このほかにマクロ経済スライドによるスライド調整もあるが、ここでの議論に本質的な影響を与えないし、簡単にするため、ここでは考えない。）。果たして、最初の長期的な仮定は正しいのであろうか。

以下では、「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」での分析をもとに、賃金上昇率、物価上昇率の給付費に対する影響について考えてみる。この財政再計算結果に基づく財政検証では、財政再計算に使用されたいくつかの前提の年金財政に及ぼす影響を分析するため、その前提を変更した試算を行っている。その中に、年金制度や人口の要素は動かさずに、運用利回りや賃金上昇率といった経済前提のみを変更した場合の将来推計がある。

その動かし方は次のようなものである。

	運用利回り	賃金上昇率	物価上昇率
基準ケース（財政再計算）	3.2%	2.1%	1.0%
経済変更1	3.1	1.8	1.0
経済変更2	3.3	2.5	1.0

(2009年度以降の前提について動かしている。)

このように、物価上昇率は固定したままで、賃金上昇率のみ変更している。そのため、賃金上昇率の変動の影響、すなわち、賃金上昇率と固定した物価上昇率のどちらに、どのように影響されるかが観察できる。

(2) 経済前提の給付費に対する影響

毎年度の年金給付費に影響するものとしては、受給者数とそれぞれの年金額や支給停止の状況、さらには新規裁定、失権の状況などがある。経済変動はその年金額の変動に影響を与える。

なお、上記の変動させたケースでは、運用利回りも同時に、わずかではあるが動かしている。給付費には、運用利回りは直接の影響はないが、積立金の運用収入の変動がマクロ経済スライドの掛かり方に影響するため、年金額そのものには影響を与える。しかし、ここでは、いずれかのケースでマクロ経済スライドが適用されている期間については、観察対象期間としないので、結果として、運用利回りの変動の影響は考えなくていい。

この前提の影響を、定常状態におけるモデルで考えると、次のようになる。定常状態を考え、かつ、将来のこととすると、すべての被保険者、受給者は財政再計算で見込んだ基礎率の通りに被保険者になり、

報酬を得、その後受給者となる。当然各年度の受給者数は変わらず、被保険者歴なども同じとなる。1つ違っているのは、年金額である。年金額の算定の元となる報酬は、年度が増えるに従い、全体に賃金上昇率分大きくなっている。従って、このような定常状態では、年金給付額は賃金上昇率で増加していく。

(3)前提を変更した場合の試算結果から見た影響

毎年度の給付費はその年度の受給者数と個々人の年金額で決まる。つまり、

$$\begin{aligned} \text{給付費総額} &= \Sigma \text{個々人の年金給付額} \\ &= \Sigma \text{個々人の年金額} \times (1 - \text{支給停止割合}) \\ &= \Sigma p_i \times b_i \qquad \dots \dots \dots \textcircled{1} \end{aligned}$$

ここに、 $p_i$ は受給者をグループ分けしたときの人数であり、人口要素を代表する。なお、これには支給停止等の経済前提の動きに関係のない事項の影響も含めて考えることとする。また、 $b_i$ は $p_i$ グループの年金額の平均とする。

ここで、経済前提のみを変更した場合、受給者数やその支給停止状況などは変化しない。

つまり、①式の年金給付額 $b_i$ がスライドされるだけである。

さらに、

$$\begin{aligned} \text{財政再計算の} n \text{ 年度の給付費総額} & A_n \\ \text{前提を変更した場合の} n \text{ 年度の給付費総額} & B_n \end{aligned}$$

として、

$$R_n = B_n / A_n \qquad \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

とおくと、人口の年齢別の変動が極端に動かない限り、近似的には、 $R_n$ からは $p_i$ という人口要素の影響は概ね消え、財政再計算の基準時点からの給付の伸び率、つまり、経済前提での報酬や年金改定の影響の累計の比であると見なすことが出来る。

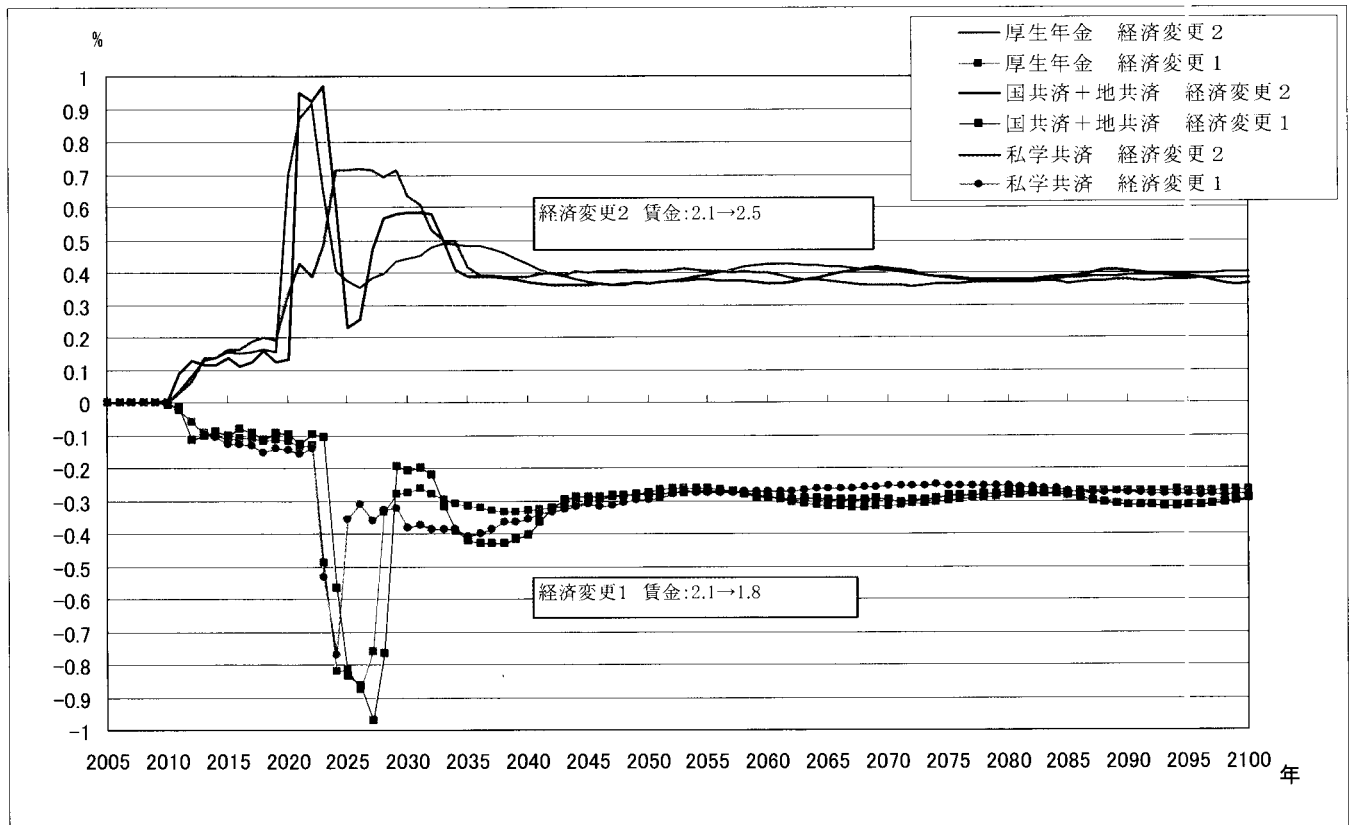
この $R_n$ の伸び率を、

$$\rho_n = R_{n+1} / R_n - 1 \qquad \dots \dots \dots \textcircled{3}$$

と置くと、これは各年度の経済前提の違いによる給付費の伸びの違いとなる。

この $\rho$ の動きを図にすると、図5-1のようになる。

図5-1 経済前提が変わった場合の給付費の伸び率の比較



横軸より下に動いているのが、経済変動1—賃金上昇率が低くなった場合—であり、上を動いているのが経済変動2—賃金上昇率が高くなった場合—である。

最初の数年間(2010年度まで)は、経済前提は変動させていないため、 $\rho$ の動きは0である。その後2020年度あたりまでは、グラフの数値は、経済変動1で0.1~0.15%、経済変動2で、0.1~0.2%の伸びがみられる。その後大きく動いているのは、マクロ経済スライドの適用期間の違いによるスライド調整の差の影響である。2040年度頃から以降は、やや波がみられるもののほぼ横ばいである。

#### (4) 長期的な影響

経済要因の変動の長期的な影響は、図5-1の2040年度頃より後のところで観察できる。グラフをみると、経済変動1では、マイナス0.3%のあたりを、経済変動2では、プラス0.4%のあたりを動いている。この数値は、先に見た、経済前提の中の賃金上昇率の基準ケースとの差と同じである。

この頃を受給者は、概ね財政再計算の基準時点以降に裁定された者であり、また、年次が後になるほど、その被保険者期間も基準時点以降のみの者が増えていく(モデル計算に近づいてくる)。

これは次のように考えることができる。将来推計では、性、年齢、加入期間別にグループ区分をし、推計していく。ある年度(t)とその翌年度(t+1)の受給者を性、年齢別にグループ別に眺めてみると、規模はもともとの出生状況によって異なっているが、加入期間の分布は同じである。また、性別や年齢別の分布も同じである。つまり、相似形をしているといえる。1点違っているのは、年金額の基礎となる標準報酬である。(t+1)年度を受給者は全体として、(t)年度を受給者よりも一年後に動き出している。そのため、

標準報酬も1年分の賃金上昇率がかかることとなる。従って、経済前提を動かした場合の影響は、その賃金上昇率にほぼ同じとなる。

ただ、グラフをみると、長い周期での脈動が見られる。これは、先ほどの②式から③式を出すときに、人口の変動を無視して、①式のΣを無視した影響であり、人口の年齢構成の変動による出生数の変動（合計特殊出生率の変動ではない。）が、受給者の各年度における年齢分布に影響し、各コーホートのもつ総年金額への影響度合が影響を受けているためと考えられる。

#### (5) 短期的な影響

直近での様子は、2020年度頃までの動きに現れている。それによると、経済変動1で0.1～0.15%、経済変動2で、0.1～0.2%の伸びであり、賃金上昇率のほぼ3分の1程度の影響となっている。

これは、

ア. 受給権者の過去の報酬の伸びには、長期的な影響で見たような規則性がないこと

イ. 現状では受給者数が増加しており、相対的に65歳以上の受給権者の割合が多く、物価上昇率のみの改定の影響が出ていること

などが考えられる。

(1)で見たように、財政再計算結果に基づく財政検証では、物価上昇率を動かした場合の試算は行っていない。従って、物価、賃金の向上率が変動した場合の予想は困難である。ただ、第3章(4)でみている実質的な運用利回りは、物価上昇率の実績と再計算での見込みの違いの影響を考慮すると、実際にはさらに大きなものであろうと考えられる。

#### (6) その他

- ・ 可処分スライドによる賃金上昇率との違いや、再計算時点で解消していないマイナススライドの凍結分は、基準ケース（財政再計算）でも考慮されており、基準ケースからの離れ具合をみている今回の比較では、その影響は考えなくて良い。
- ・ 支出には、給付費と基礎年金拠出金がある。基礎年金拠出金の支出に占める割合は、平成16年財政再計算によると、足下では、厚生年金と私学共済は約1/3、国共済と地共済では約2割であるが、将来的には厚生年金では4割を超し、共済では約3割となるなど財政から見てもかなりのボリュームとなる。しかし、基礎年金拠出金も同じ経済前提で伸びていくと仮定されているため、基礎年金拠出金を含めた支出合計で見ても、各年度の影響は図5-1とほとんど変わらないものとなる。
- ・  $\rho_n = R_{n+1} / R_n - 1$  の長期的な動向が、経済前提の中の賃金上昇率の基準ケースとの差と同じであるという状況は、仮に、 $R_n = B_n / A_n$  がnによらない定数倍になっていたとしても変わらない。このことは、物価上昇率等も含む経済前提の設定が変動することにより同一時点における給付費の規模が変動するが、その影響は上記の分析には現れないことを示す。



# 付属資料

## 目次

1	公的年金制度の沿革	156
2	長期時系列表	159
3	最近の経済等の状況	182
4	用語解説	183



公的年金制度の沿革

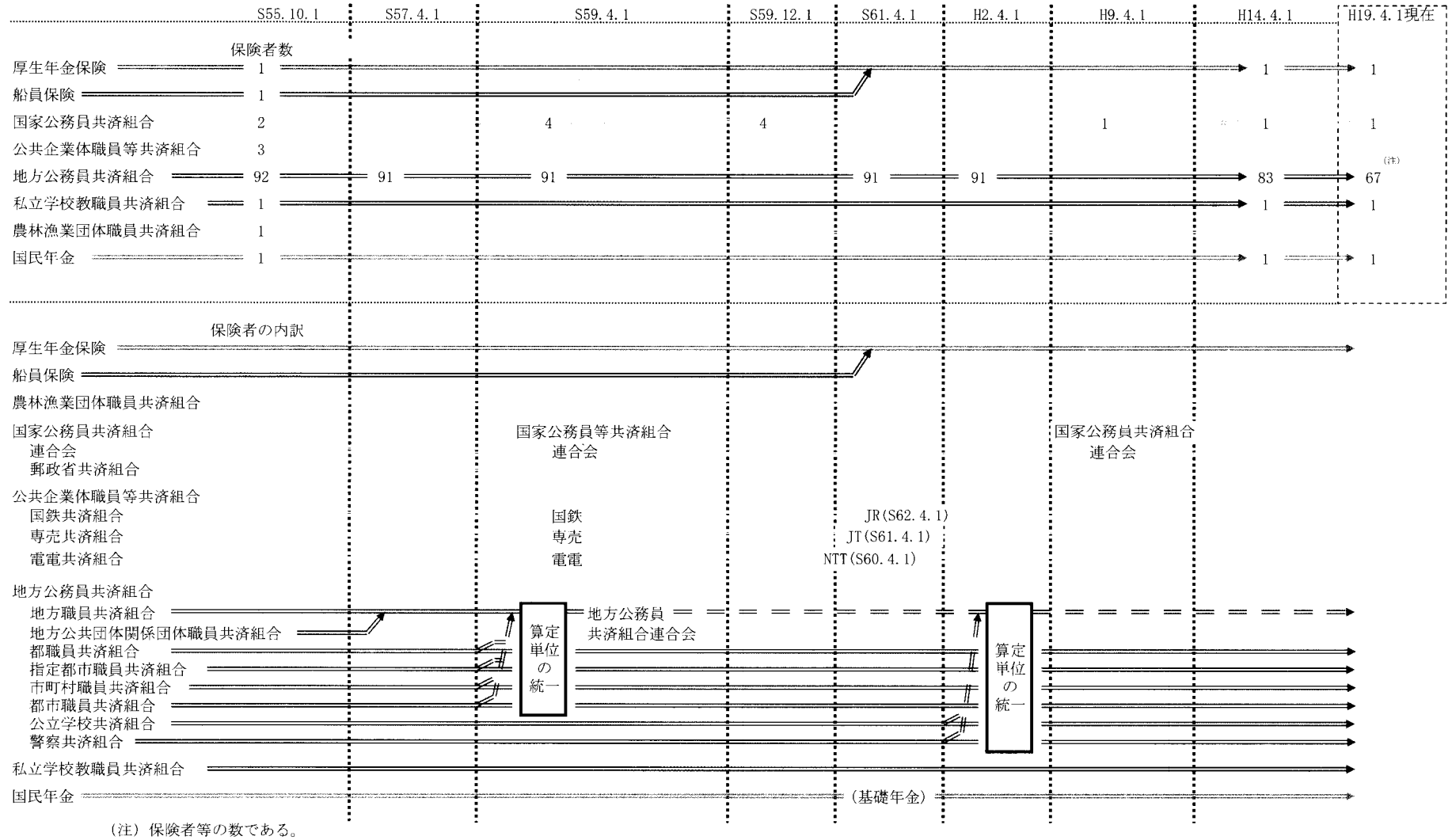
1. 公的年金各制度の成立過程

		昭20		昭30		
被 用 者	一般被用者	労働者年金 保 険 法 (昭16 法60) (施行 昭17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29.5.1)		
	船員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15.6.1)				
	団農 体林 漁業 員業	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団 (昭33 法 (施行 昭	
	私立 教職 員校	旧厚生年金保険法 (教員任意包括)		私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29.1.1)		
		(財)私立中等学校恩給財団 (大13.7.24発足)		昭20.4.1→		
	国家 公務員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)	国家公務員 (昭33 法 (施行 昭 (年金の施 (非現業の		
	公共 企業 体 職員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合二関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合二関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23.7.1)	公共企業体職員等共 (昭31 法134) (施行 昭31.7.1)	
	地方 公務員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)	旧国家公務員共済組合法	国家公務員共済組 市町村職員共済組合法(昭29 法	
	日雇 労働者	町村職員恩給組合恩給条例(昭18.4.1)				町村職員恩給組合法(昭27 法118)
	自 営業 者等					国民年 (昭34 (施行
備 考						

付属資料

昭40		昭60		平元		平10	
				厚生年金保険法 (昭61.4.1統合)			
体職員共済組合法 99) 34.1.1)				厚生年金 保険法 (平14.4.1 統合)			
				私立学校教職員共済法 (平9 法48) (施行 平10.1.1)			
共済組合法 128) 33.7.1) 行は昭34.1.1) 官吏昭34.10.1)				国家公務員共済組合法 (平8 法82) (施行 平9.4.1)			
済組合法		国家公務員等共済組合法 (昭58 法82) (施行 昭59.4.1)		厚生年金保険法 (平8 法82) (平9.4.1統合)			
合法 204)	地方公務員等共済組合法 (昭37 法152) (施行 昭37.12.1)						
<p>金法 法141) 昭34.11.1 無拠出制 昭36.4.1 拠出制)</p>							
昭40		昭60		平元		平10	
通算年金通則法 (昭36 法181) (施行 昭36.11.1 適用 昭36.4.1)		国民年金法等の一部を改正する法律 (昭60 法34) (施行 昭61.4.1) (基礎年金制度の導入)		被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法 (平元 法87) (制度間調整事業の実施)		厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平8 法82) (旧三共済の統合とそれに伴う財政支援措置の実施)	
		国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭58 法82) (長期給付財政調整事業の実施)				地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平11 法87) (地方事務官制度の廃止)	

2. 保険者及び保険料算定単位



公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	公的年金 制度全体	
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
昭和	4 0	1965	18,670	762	353	1,114	2,288	144	20,016	43,347
	4 5	1970	22,522	789	410	1,149	2,536	194	24,337	51,936
	5 0	1975	23,893	797	447	1,162	3,004	270	25,884	55,457
	5 1	1976	24,084	802	452	1,163	3,033	282	26,469	56,285
	5 2	1977	24,131	805	461	1,172	3,079	293	27,198	57,138
	5 3	1978	24,392	804	468	1,172	3,139	302	27,803	58,081
	5 4	1979	24,925	798	476	1,175	3,192	311	27,851	58,729
	5 5	1980	25,445	788	484	1,179	3,239	319	27,596	59,050
	5 6	1981	25,896	773	487	1,179	3,273	324	27,111	59,044
	5 7	1982	26,223	752	488	1,175	3,292	329	26,461	58,720
5 8	1983	26,549	716	488	1,174	3,299	335	25,727	58,288	
5 9	1984	26,932	683	488	1,168	3,298	341	25,339	58,249	
6 0	1985	27,234	621	490	1,161	3,295	347	25,091	58,239	
6 1	1986	26,994	591	494	1,152	3,289	355	30,443	63,317	
6 2	1987	27,676	541	496	1,151	3,287	365	30,590	64,105	
6 3	1988	28,769	526	496	1,148	3,272	375	30,342	64,929	
平成	元	1989	29,921	512	497	1,144	3,277	384	29,943	65,678
	2	1990	30,997	496	499	1,126	3,286	373	29,535	66,313
	3	1991	31,959	493	501	1,132	3,301	381	30,586	68,352
	4	1992	32,493	487	506	1,130	3,317	388	30,620	68,941
	5	1993	32,651	482	510	1,127	3,335	394	30,777	69,276
	6	1994	32,740	471	511	1,128	3,344	398	30,956	69,548
	7	1995	32,808	467	509	1,125	3,339	400	31,305	69,952
	8	1996	32,999	463	501	1,124	3,336	401	31,371	70,195
	9	1997	33,468		490	1,122	3,326	401	31,538	70,344
	1 0	1998	32,957		482	1,111	3,306	403	32,244	70,502
1 1	1999	32,481		475	1,106	3,288	404	32,861	70,616	
1 2	2000	32,192		467	1,119	3,239	406	33,068	70,491	
1 3	2001	31,576		459	1,110	3,207	408	33,408	70,168	
1 4	2002		32,144		1,102	3,181	429	33,604	70,460	
1 5	2003		32,121		1,091	3,151	434	33,494	70,292	
1 6	2004		32,491		1,086	3,111	442	33,163	70,293	
1 7	2005		33,022		1,082	3,069	448	32,826	70,447	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 4. 国民年金の被保険者数は、昭和60年度以前は旧法の適用者（任意適用を含む）数であり、昭和61年度以後は第1号、第3号、任意加入の合計である。

長期時系列表—1

公的年金各制度の受給権者数の推移  
(総数)

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
	(西暦)								
昭和	4 0	1965	602	191	6	73	101	3	70
	4 5	1970	1,235	241	24	155	275	8	177
	5 0	1975	2,449	300	54	257	469	18	3,119
	5 1	1976	2,894	312	62	277	523	23	3,877
	5 2	1977	3,391	327	70	298	573	28	4,505
	5 3	1978	3,881	345	78	323	622	32	5,124
5 4	1979	4,334	366	87	347	679	37	5,691	
5 5	1980	4,773	388	95	372	737	42	6,256	
5 6	1981	5,255	415	106	398	802	47	6,778	
5 7	1982	5,745	444	116	422	874	53	7,304	
5 8	1983	6,256	477	128	449	944	58	7,831	
5 9	1984	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316	
6 0	1985	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837	
平成	6 1	1986	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
	6 2	1987	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
	6 3	1988	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
	元	1989	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
	2	1990	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
	3	1991	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
	4	1992	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
	5	1993	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
	6	1994	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
	7	1995	14,448	638	266	778	1,747	173	15,152
	8	1996	15,239	636	278	794	1,793	185	16,010
	9	1997	16,813		290	810	1,848	193	16,987
	1 0	1998	17,679		303	823	1,898	203	17,871
	1 1	1999	18,571		315	835	1,942	213	18,795
	1 2	2000	19,529		331	862	1,984	224	19,737
	1 3	2001	20,559		348	883	2,049	235	20,669
	1 4	2002		21,980		906	2,109	246	21,653
1 5	2003		23,148		933	2,174	258	22,544	
1 6	2004		24,233		962	2,240	271	23,431	
1 7	2005		25,110		984	2,289	281	24,393	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 4. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。  
 5. 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-3-1の値とは一致しない。

## 公的年金各制度の受給権者数の推移

(老齢・退年相当)

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
昭和	40	1965	203	133	3	54	82	2	—
	45	1970	534	170	18	120	228	4	—
	50	1975	1,056	212	38	201	373	6	2,731
	51	1976	1,262	220	43	216	414	7	3,395
	52	1977	1,468	232	47	232	449	8	3,920
	53	1978	1,676	246	51	250	484	9	4,426
	54	1979	1,874	263	56	269	526	10	4,912
	55	1980	2,063	281	60	287	568	10	5,324
	56	1981	2,279	305	66	307	616	11	5,671
	57	1982	2,508	330	72	325	671	13	5,994
58	1983	2,787	359	79	345	722	14	6,305	
59	1984	3,047	383	85	365	776	15	6,570	
60	1985	3,342	437	92	391	830	17	6,846	
平成	61	1986	3,651	448	97	414	872	19	7,052
	62	1987	3,938	467	100	436	916	20	7,246
	63	1988	4,222	469	105	459	959	22	7,410
	元	1989	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
	2	1990	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
	3	1991	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
	4	1992	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
	5	1993	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
	6	1994	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
	7	1995	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
	8	1996	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
	9	1997	7,822		140	576	1,322	57	13,276
	10	1998	8,217		144	579	1,349	60	14,186
	11	1999	8,580		147	580	1,372	64	15,090
	12	2000	9,014		151	592	1,394	68	16,061
	13	2001	9,486		157	601	1,434	72	17,030
	14	2002		10,145		610	1,471	77	18,053
15	2003		10,690		620	1,511	81	18,985	
16	2004		11,167		629	1,552	86	19,915	
17	2005		11,523		633	1,578	89	20,929	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 4. 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。  
 5. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。

公的年金各制度の給付費の推移

年度		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 <sup>注4</sup>	基礎年金 <sup>注4</sup>	公的年金 制度全体
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和	4 0 (西暦) 1965	376	275	18	140	250	8	15	—	1,106
	4 5 1970	1,545	685	60	452	968	26	151	—	3,960
	5 0 1975	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	4,566	—	23,228
	5 1 1976	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	7,110	—	32,832
	5 2 1977	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	9,440	—	42,659
	5 3 1978	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	11,463	—	51,575
	5 4 1979	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	13,426	—	59,928
	5 5 1980	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	15,763	—	71,143
	5 6 1981	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	18,417	—	84,329
	5 7 1982	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	20,691	—	96,231
5 8 1983	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	22,481	—	106,667	
5 9 1984	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	24,245	—	117,276	
6 0 1985	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	26,500	—	131,104	
平成	6 1 1986	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	29,137	4,521	151,128
	6 2 1987	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	27,369	6,620	164,041
	6 3 1988	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	29,286	7,779	175,006
	元 1989	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	30,713	9,401	190,082
	2 1990	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	31,728	10,891	204,638
	3 1991	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	32,650	13,549	219,740
	4 1992	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	32,763	19,548	237,372
	5 1993	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	32,343	25,968	253,329
	6 1994	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	32,183	33,351	272,536
	7 1995	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	32,193	41,695	296,435
	8 1996	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	31,042	49,455	310,326
	9 1997	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	29,783	57,690	321,245
	1 0 1998	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	28,933	67,114	341,411
	1 1 1999	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	27,781	76,146	354,715
	1 2 2000	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	26,454	84,774	366,798
	1 3 2001	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	25,133	93,633	379,805
	1 4 2002		203,466		16,852	42,298	2,112	23,819	102,494	391,711
1 5 2003		208,140		16,849	42,618	2,185	22,293	110,735	402,821	
1 6 2004		215,380		16,779	42,783	2,252	20,888	118,118	416,200	
1 7 2005		219,863		16,693	42,915	2,310	19,527	126,386	427,694	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 3. 昭和60年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金には含まず、公的年金制度全体に含んでいる。  
 4. 国民年金には、昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。  
 5. 平成14年度の合計には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

公的年金各制度の積立金の推移

単位：億円

年度末		厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		
昭和	40	(西暦) 1965	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	1,946	
	45	1970	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	7,271	
	50	1975	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	18,147	
平成	51	1976	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	18,421	
	52	1977	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	18,466	
	53	1978	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	20,526	
	54	1979	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	23,596	
	55	1980	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	26,387	
	56	1981	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	28,093	
	57	1982	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	30,699	
	58	1983	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	29,276	
	59	1984	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	27,633	
	60	1985	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	25,939	
	61	1986	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	21,912	
	62	1987	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	26,197	
	63	1988	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	29,409	
	元	1989	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	32,216	
	2	1990	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	36,317	
	3	1991	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	43,572	
	4	1992	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	51,275	
5	1993	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	58,468		
6	1994	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	63,712		
7	1995	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	69,516		
8	1996	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	78,493		
9	1997	1,257,560		19,737	78,942	322,455	26,943	84,683		
10	1998	1,308,446		19,961	81,337	[82,883]	337,358	28,150	89,619	
11	1999	1,347,988		20,079	83,189	[85,252]	352,346	29,270	94,617	
12	2000	1,368,804	注5	20,113	85,951	[87,227]	361,507	30,123	98,208	
13	2001	1,373,934	[1,345,967]	19,746	86,500	[87,070]	369,267	30,800	99,490	
14	2002	1,377,023	[1,320,717]		86,747	[86,986]	374,658	[365,720]	31,368	[31,625]
15	2003	1,374,110	[1,359,151]		86,938	[88,175]	378,297	[379,605]	31,802	[32,242]
16	2004	1,376,619	[1,382,468]		87,034	[88,564]	380,619	[386,664]	32,102	[33,079]
17	2005	1,324,020	[1,403,465]		87,580	[91,690]	388,082	[415,154]	33,180	[34,730]

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された  
 3. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。  
 4. [ ]内の数値は、時価ベースの積立金である。  
 5. 厚生年金、国民年金の平成13年度末以降の時価ベースの積立金は旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績の時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。  
 6. 基礎年金には、昭和61年度より724,608百万円の積立金がある



公的年金各制度の保険料（率）の推移

年度		厚生年金 (一般男子)	国共済 (一般組合員)	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	地共済 (一般組合員)	私学共済	旧農林年金	国民年金
		%	%	%	%	%	%	%	%	円
昭和	29	(西暦) 1954	30 (29.5)	—	—	—	—	62 (1) 70 (4)	—	—
	30	1955		—	—	—	—	62 (30.4)	—	—
	31	1956		71.6 (31.7)	68.6 (31.7)	68.4 (31.7)	—	—	—	—
	32	1957		—	—	—	—	—	—	—
	33	1958		—	—	—	—	—	—	—
	34	1959		70.4 (34.10)	—	—	—	—	78 (34.1)	—
	35	1960	35 (35.5)	—	—	—	—	—	—	—
	36	1961		—	—	—	—	—	—	100 150 (36.4)
	37	1962		—	—	—	70.4 (37.12)	68 (37.1)	—	(35歳未満) (35歳以上)
	38	1963		—	—	—	—	—	—	—
	39	1964		67.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.2 (39.10)	67.2 (39.10)	—	96 (39.10)	—
	40	1965	55 (40.5)	—	—	—	—	74 (40.7)	—	—
	41	1966		79.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.8 (41.4)	—	—	—	—
	42	1967		—	—	—	72 (42.12)	—	—	100 250 (42.1)
	43	1968		—	—	—	—	—	—	—
	44	1969	62 (44.11)	—	—	—	—	—	—	250 300 (44.1)
	45	1970		—	—	—	—	—	—	450 (45.7)
	46	1971	64 (46.11)	82.4 (46.4)	—	—	—	—	—	—
	47	1972		—	—	—	—	—	—	550 (47.7)
	48	1973	76 (48.11)	—	—	—	—	—	—	—
	49	1974		74.4 (49.10)	—	—	—	—	—	900 (49.1)
	50	1975		—	—	—	75.2 (50.1)	80 (50.8)	—	1,100 (50.1)
	51	1976	91 (51.8)	89.2 (51.4)	78.4 (51.4)	79.0 (51.4)	—	—	98 (51.4)	1,400 (51.4)
	52	1977		—	—	—	—	—	—	2,200 (52.4)
	53	1978		103.2 (53.4)	—	—	—	90 (53.6)	—	2,730 (53.4)
	54	1979		82.4 (54.10)	—	—	—	96 (54.4)	—	3,300 (54.4)
	55	1980	106 (55.10)	102.4 (55.1)	77.6 (55.1)	78.2 (55.1)	83.2 (55.1)	102 (55.7)	—	3,770 (55.4)
	56	1981		120 (56.4)	84.2 (56.4)	94.4 (56.4)	—	—	109 (56.4)	4,500 (56.4)
	57	1982		123.2 (57.4)	—	—	—	—	—	5,220 (57.4)
	58	1983		145.8 (58.10)	—	—	—	—	—	5,830 (58.4)
	59	1984		114 (59.12)	169.9 (59.10)	107.8 (59.10)	132.7 (59.10)	110.4 (59.12)	—	6,220 (59.4)
	60	1985	124 (60.10)	—	—	—	—	—	—	6,740 (60.4)
	61	1986		—	—	—	—	—	134 (61.4)	7,100 (61.4)
	62	1987		—	—	—	—	—	—	7,400 (62.4)
	63	1988		—	—	—	—	—	—	7,700 (63.4)
平成	元	1989		132 (元.10)	140.2 (元.10)	170.7 (元.10)	140.8 (元.12)	—	—	8,000 (元.4)
	2	1990	143 (2.1)	188.9 (2.4)	—	—	—	118 (2.4)	163 (2.4)	8,400 (2.4)
	3	1991	145 (3.1)	190.9 (3.1)	—	—	—	—	—	9,000 (3.4)
	4	1992		—	—	—	—	—	—	9,700 (4.4)
	5	1993		—	—	—	—	—	—	10,500 (5.4)
	6	1994	165 (6.11)	174.4 (6.12)	162.6 (6.12)	190.7 (6.12)	158.4 (6.12)	—	—	11,100 (6.4)
	7	1995		195.9 (7.4)	—	—	—	128 (7.4)	185.4 (7.4)	11,700 (7.4)
	8	1996	173.5 (8.10)	183.9 (8.10)	200.9 (8.10)	172.1 (8.10)	199.2 (8.10)	165.6 (8.12)	—	12,300 (8.4)
	9	1997		—	—	—	—	133 (9.4)	194.9 (9.4)	12,800 (9.4)
	10	1998		—	—	—	—	—	—	13,300 (10.4)
	11	1999		—	—	—	—	—	—	—
	12	2000		—	—	—	—	—	—	—
	13	2001		—	—	—	—	—	—	—
	14	2002		—	—	—	—	—	—	—
	15	2003	135.8 (15.4)	143.8 (15.4)	156.9 (15.4)	135.8 (15.4)	155.5 (15.4)	129.6 (15.4)	104.6 (15.4)	152.2 (15.4)
	16	2004	139.34 (16.10)	145.09 (16.10)	—	139.34 (16.10)	—	133.84 (16.10)	—	147.04 (16.10)
	17	2005	142.88(17.9)	146.38(17.9)	—	142.88(17.9)	—	137.38(17.9)	—	150.58(17.9)
	18	2006	146.42(18.9)	147.67(18.9)	—	146.42(18.9)	—	140.92(18.9)	—	154.12(18.9)
	19	2007	149.96(19.9)	148.96(19.9)	—	149.96(19.9)	—	144.46(19.9)	—	157.66(19.9)

(注) 1. カッコ内は改定年月である。  
 2. 被用者年金各制度の平成14年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。  
 平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。  
 3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。  
 4. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合された。

公的年金各制度の運用利回りの推移

単位：%

年度	厚生年金	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		日本鉄道	日本電信 電話	日本たばこ 産業						
昭和	4 0 (西暦) 1965	6.37	6.38	6.79	6.69	7.47	6.38	6.65	7.16	6.20
	4 5 1970	6.46	6.61	6.78	6.80	7.30	6.56	6.51	7.18	6.27
	5 0 1975	6.93	7.27	7.04	6.91	8.01	6.92	6.67	7.57	6.44
	5 1 1976	7.03	7.06	6.97	6.67	7.97	6.70	6.57	7.59	6.25
	5 2 1977	7.12	7.12	7.13	6.91	7.81	6.75	6.52	7.45	6.19
	5 3 1978	6.99	6.72	6.93	6.67	7.55	6.42	6.28	7.13	5.94
	5 4 1979	6.87	6.81	6.81	6.78	7.45	6.44	6.32	7.08	5.84
	5 5 1980	7.05	7.04	7.10	7.24	7.70	6.94	6.75	7.49	6.22
	5 6 1981	7.24	6.80	6.46	7.09	7.76	6.81	6.68	7.54	6.93
	5 7 1982	7.21	6.72	7.07	6.87	7.65	6.85	6.74	7.48	6.73
5 8 1983	7.19	6.78	7.67	6.85	7.78	6.91	6.77	7.49	6.64	
5 9 1984	7.16	6.50	7.31	6.68	7.69	6.86	6.73	7.36	6.68	
6 0 1985	7.16	7.13	7.19	7.20	7.62	6.87	6.70	7.28	7.06	
平成	6 1 1986	7.11	6.32	7.31	6.01	7.43	6.68	6.49	6.98	6.78
	6 2 1987	6.77	5.76	6.69	8.06	7.13	6.49	6.13	6.74	5.72
	6 3 1988	6.29	5.89	6.53	7.04	6.89	6.42	5.93	6.47	5.53
	元 1989	5.94	5.91	6.79	5.89	6.63	6.49	6.02	6.59	5.04
	2 1990	5.90	6.28	6.24	7.38	6.39	6.46	6.30	6.40	5.20
	3 1991	5.97	5.57	6.03	6.32	6.24	6.10	5.99	6.10	5.29
	4 1992	5.82	5.13	5.59	5.70	5.82	5.89	5.57	5.69	5.53
	5 1993	5.52	4.26	5.56	4.81	5.62	5.56	5.11	5.41	5.22
	6 1994	5.34	3.69	5.36	4.14	5.03	5.19	4.50	4.82	5.11
	7 1995	5.24	2.75	5.12	3.89	4.92	4.97	4.20	4.60	4.90
8 1996	4.99	6.97	7.24	3.48	4.23	4.82	3.74	4.03	4.56	
9 1997	4.66	-	-	-	4.08	4.32	3.57	3.86	4.26	
1 0 1998	4.15	-	-	-	3.69	3.44 [3.17]	3.24	3.66	3.94	
1 1 1999	3.62	-	-	-	3.45	3.27 [3.80]	3.57	3.59	3.58	
1 2 2000	3.22	-	-	-	3.55	3.01 [2.03]	2.61	2.99	2.98	
1 3 2001	注4 [1.99]	-	-	-	2.54	2.42 [1.56]	2.05	2.60	注4 [1.29]	
1 4 2002	注4 [0.21]	-	-	-	-	2.45 [2.05]	1.77	2.20 [-0.28]	注4 [-0.39]	
1 5 2003	注4 [4.91]	-	-	-	-	2.68 [3.84]	1.81 [4.83]	2.00 [2.61]	注4 [4.78]	
1 6 2004	注4 [2.73]	-	-	-	-	2.35 [2.65]	1.98 [3.23]	1.79 [3.35]	注4 [2.77]	
1 7 2005	注4 [6.82]	-	-	-	-	2.43 [5.36]	3.59 [9.01]	4.16 [5.78]	注4 [6.88]	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 3. [ ]内の数値は、時価ベースの運用利回りである。  
 4. 厚生年金、国民年金の平成13年度以降の運用利回りは、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。

送収調

付属資料◆長期時系列表

長期時系列表—2

1. 厚生年金保険

(百万円)

年度	収入											支出				収支残	年度末 積立金	
	保険料	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	国共済 連合会等 拠出金収入	積立金 相当額 納付金	職域等 費用 納付金	制度間 調整 交付金	解 厚年基金等 積より 受入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	その他 支出			合計
昭和 45	747,945	27,812	249,612	..	..	..	..	..	7,993	1,033,362	154,470	..	..	12,699	167,168	866,194	4,420,194	
46	871,765	29,507	309,097	..	..	..	..	..	8,603	1,218,971	183,079	..	..	13,883	196,963	1,022,009	5,446,973	
47	1,043,123	38,138	379,764	..	..	..	..	..	10,341	1,471,366	225,922	..	..	17,180	243,102	1,228,263	6,673,624	
48	1,346,879	56,484	459,637	..	..	..	..	..	13,035	1,876,035	331,061	..	..	19,455	350,516	1,525,519	8,194,301	
49	1,930,701	124,374	586,023	..	..	..	..	..	20,158	2,661,255	682,750	..	..	27,269	710,020	1,951,236	10,140,871	
50	2,201,975	158,883	750,987	..	..	..	..	..	25,115	3,136,960	953,739	..	..	35,106	988,845	2,148,115	12,286,886	
51	2,857,255	233,032	923,535	..	..	..	..	..	27,008	4,040,829	1,365,141	..	..	43,198	1,408,340	2,632,490	14,915,679	
52	3,458,246	338,261	1,131,503	..	..	..	..	..	31,422	4,959,433	1,844,897	..	..	50,187	1,895,084	3,064,349	17,973,979	
53	3,717,578	398,723	1,321,542	..	..	..	..	..	38,308	5,476,151	2,270,519	..	..	68,220	2,338,739	3,137,413	21,108,090	
54	3,988,005	442,656	1,511,268	..	..	..	..	..	40,084	5,982,013	2,655,665	..	..	79,542	2,735,206	3,246,807	24,351,864	
55	4,700,738	546,602	1,784,624	..	..	..	..	..	38,584	7,070,548	3,251,460	..	..	185,171	3,436,631	3,633,917	27,983,796	
56	5,627,452	648,525	2,108,510	..	..	..	..	..	40,208	8,424,696	3,922,132	..	..	204,876	4,127,008	4,297,688	32,279,649	
57	5,998,708	546,854	2,399,665	..	..	..	..	..	44,557	9,989,784	4,488,567	..	..	216,495	4,705,062	4,284,722	36,562,874	
58	6,290,589	595,170	2,692,425	..	..	..	..	..	38,290	9,616,473	5,010,347	..	..	226,189	5,236,537	4,379,936	40,941,635	
59	6,576,374	726,694	2,992,147	..	..	..	..	..	38,791	10,334,007	5,528,113	..	..	261,418	5,789,531	4,544,476	45,484,260	
60	7,505,307	913,528	3,329,443	..	..	..	..	..	46,325	11,794,603	6,227,415	..	..	263,767	6,491,182	5,303,421	50,782,832	
61	8,601,773	1,587,985	3,641,042	1,466,257	..	..	..	..	61,649	15,358,705	7,620,876	2,957,013	..	277,231	10,855,120	4,503,585	55,281,343	
62	8,914,246	1,643,572	3,787,679	2,137,812	..	..	..	..	66,429	16,549,737	8,236,025	3,730,979	..	259,706	12,226,710	4,323,028	59,963,820	
63	9,450,493	2,961,901	3,826,824	1,945,926	..	..	..	..	23,955	18,209,099	8,768,319	3,596,890	..	195,535	12,560,743	5,648,356	65,612,647	
平成 元	10,490,993	1,694,259	3,915,945	1,819,436	..	..	..	..	23,495	17,944,129	9,628,350	3,563,797	..	147,335	13,339,483	4,604,646	70,217,477	
2	13,050,692	2,144,172	4,215,187	2,212,160	..	..	..	..	24,296	26,058,023	10,503,093	4,264,604	4,487,408	160,137	19,415,242	6,642,781	76,860,463	
3	14,214,107	2,373,857	4,665,221	2,292,094	..	..	..	..	24,710	29,513,864	11,322,974	4,840,410	6,034,871	179,802	22,378,058	7,135,806	83,997,040	
4	14,955,011	2,605,962	4,955,417	2,500,993	..	..	..	..	23,761	31,661,907	12,146,047	5,510,192	6,697,173	191,253	24,544,665	7,117,243	91,134,023	
5	15,347,647	2,837,695	5,077,151	2,679,277	..	..	..	..	27,785	32,987,528	12,905,548	6,021,073	7,095,387	230,535	26,252,543	6,734,985	97,870,541	
6	16,339,805	2,979,058	5,262,117	2,509,286	..	..	..	..	27,503	34,720,567	13,827,699	6,317,128	7,680,478	237,494	28,062,800	6,657,768	104,531,827	
7	18,693,282	2,829,544	5,526,757	2,568,888	..	..	..	..	28,363	38,070,844	15,041,282	7,015,433	8,474,774	263,364	30,794,853	7,275,991	111,811,139	
8	19,370,603	2,516,904	5,606,092	2,549,117	..	..	..	..	27,785	39,314,654	15,689,026	7,411,965	9,294,866	280,699	32,676,555	6,638,099	118,457,902	
9	20,683,173	2,711,454	5,563,690	2,549,336	27,333	702,044	369,138	..	27,635	33,164,894	17,289,477	7,717,293	539,531	327,628	25,873,929	7,290,965	125,755,992	
10	20,615,075	2,830,224	5,216,408	2,495,195	32,717	362,545	432,617	92,943	..	27,635	32,105,361	18,282,367	8,314,437	93,002	335,456	27,025,262	5,080,099	130,844,587
11	20,209,855	3,635,619	4,728,594	2,303,640	32,717	484,209	425,558	27,549	..	27,518	31,875,258	18,736,443	8,823,469	27,589	339,562	27,927,062	3,948,196	134,798,756
12	20,051,217	3,720,886	4,306,657	1,957,355	32,717	188,779	413,236	..	..	28,080	30,698,925	19,154,366	9,127,240	..	339,424	28,621,029	2,077,896	136,880,413
13	19,935,987	3,816,383	3,860,739	1,556,579	32,717	162,133	397,936	..	..	26,082	29,788,557	19,622,798	9,304,796	..	354,226	29,281,820	506,736	137,393,381
[時価へ-]	..	..	[2,654,098]	..	..	..	..	..	..	..	[26,581,916]	..	..	..	..	..	[-699,905]	[134,596,695]
14	20,203,365	4,003,622	3,107,091	1,424,025	27,292	1,724,256	372,987	..	..	25,806	30,888,445	20,346,570	9,896,099	..	345,088	30,587,758	300,687	137,702,330
[時価へ-]	..	..	[273,118]	..	..	..	..	..	..	..	[28,054,472]	..	..	..	..	..	[-2,533,286]	[132,071,672]
15	19,242,534	4,104,519	2,288,443	1,392,064	37,250	172,692	342,286	3,496,507	..	25,895	31,102,189	20,814,005	10,298,564	..	327,569	31,440,137	-337,948	137,411,035
[時価へ-]	..	..	[6,423,198]	..	..	..	..	..	..	..	[35,236,945]	..	..	..	..	..	[3,796,807]	[135,915,131]
16	19,453,700	4,279,206	1,612,515	1,606,021	38,322	137,371	314,404	5,385,413	..	20,751	32,847,702	21,538,042	10,787,387	..	286,384	32,611,813	235,889	137,661,892
[時価へ-]	..	..	[3,693,356]	..	..	..	..	..	..	..	[34,928,543]	..	..	..	..	..	[2,316,730]	[138,246,828]
17	20,058,432	4,539,450	1,829,809	1,947,361	38,392	138,216	295,529	3,456,753	6,249,692	20,333	38,573,967	21,986,253	11,283,096	..	4,337,403	37,606,752	967,215	132,402,046
[時価へ-]	..	..	[9,189,311]	..	..	..	..	..	..	..	[45,933,469]	..	..	..	..	..	[8,326,717]	[140,346,485]

(注) 1. 昭和61年4月に船員保険の年金部門が厚生年金に統合された。  
 2. 平成9年4月に旧三共済が厚生年金に統合された。  
 3. 平成14年4月に農林年金が厚生年金に統合された。  
 4. 昭和46年度の年度末積立金は、旧琉球政府特別会計から承継した積立金54億円を含む。  
 5. 昭和62年度以前は、厚生保険特別会計の年金勘定の決算額に業務勘定の決算額中の厚生年金保険に関するものを含む。  
 6. 昭和62年度の年度末積立金は、船員保険特別会計の積立金から厚生保険特別会計の積立金とされた額3,616億円を含む。  
 7. 平成4年度の収入合計には年金福祉事業団からの納付金126億円を含む。  
 8. 平成17年度の償借ベースの利息及び配当金には、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している。  
 9. 平成17年度のその他支出には、財政融資資金繰上償還等資金財源（4兆841億円）を含む。

2. 船員保険

(百万円)

年度	収 入					支 出			収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	国 庫 負 担	利 息 及 び 配 当 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	そ の 他 支 出	合 計		
昭和 45	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978	110,757
46	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305	138,940
47	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633	169,933
48	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825	206,379
49	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696	244,563
50	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111	276,919
51	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168	312,964
52	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867	351,534
53	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050	378,208
54	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768	397,485
55	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182	410,679
56	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966	426,886
57	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119	437,123
58	88,977	32,989	28,164	...	...	151,032	...	...	...	436,807
59	88,307	40,974	27,183	...	...	171,041	...	...	...	426,898
60	89,108	3,014	25,521	...	...	196,725	...	...	...	394,223

- (注) 1. 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。  
 2. 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。  
 3. 船員保険の年金部門は昭和61年4月に厚生年金に統合された。

3. 国家公務員共済組合

(1) 国家公務員共済組合連合会

(百万円)

年度	収 入								支 出								収支残	年度末 積立金	
	拠出掛 金 (本人負担)	保険料 負担金	収入等 配当金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	財政調整 拠出金 収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金 保険者 拠出金	制度間 調整 拠出金	長期 財政調整 拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出			合計
昭和 45	26,391	51,480	24,735	.	.	.	3,754	106,360	27,407	.	.	.	.	.	.	19	27,427	78,933	486,456
46	30,456	60,908	29,157	.	.	.	4,754	125,275	35,280	.	.	.	.	.	.	45	35,325	89,950	576,445
47	35,162	71,878	34,216	.	.	.	5,547	146,804	43,620	.	.	.	.	.	.	72	43,692	103,112	681,389
48	41,606	89,239	40,771	.	.	.	5,659	177,276	59,529	.	.	.	.	.	.	65	59,594	117,682	799,118
49	56,792	118,853	50,319	.	.	.	6,421	232,385	86,735	.	.	.	.	.	.	120	86,855	145,530	944,728
50	66,747	150,459	61,279	.	.	.	7,394	285,879	129,212	.	.	.	.	.	.	128	129,340	156,540	1,101,314
51	74,084	183,912	72,468	.	.	.	7,274	337,738	167,370	.	.	.	.	.	.	247	167,617	170,122	1,271,532
52	81,005	220,268	84,332	.	.	.	8,219	393,824	204,908	.	.	.	.	.	.	166	205,074	188,751	1,460,422
53	85,362	248,644	94,389	.	.	.	7,252	435,647	245,534	.	.	.	.	.	.	519	246,052	189,595	1,650,282
54	94,678	285,030	108,105	.	.	.	7,454	495,267	283,382	.	.	.	.	.	.	1,004	284,387	210,880	1,861,267
55	105,607	312,826	130,214	.	.	.	8,969	557,616	325,279	.	.	.	.	.	.	856	326,134	231,481	2,092,909
56	112,007	338,344	143,129	.	.	.	8,883	602,362	376,787	.	.	.	.	.	.	475	377,262	225,100	2,318,209
57	113,854	356,313	158,908	.	.	.	10,019	639,094	426,831	.	.	.	.	.	.	462	427,293	211,802	2,530,257
58	117,107	379,637	174,559	.	.	.	10,308	681,611	468,357	.	.	.	.	.	.	313	468,670	212,941	2,743,451
59	184,195	476,733	188,980	.	.	.	10,895	860,803	525,646	.	.	.	.	.	.	89,116	614,762	246,041	2,989,804
60	248,108	567,912	201,367	.	.	.	11,768	1,029,156	616,588	.	.	.	33,022	.	.	48,137	697,748	331,408	3,321,437
61	248,158	797,299	254,024	74,504	.	.	30,946	1,404,930	881,553	129,533	.	.	34,013	.	.	185	1,045,285	359,645	4,390,496
62	251,158	878,618	263,948	115,581	.	.	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	.	.	35,033	.	.	130	1,226,596	312,104	4,703,705
63	256,225	983,225	275,399	133,458	.	.	32,332	1,680,639	1,102,781	172,520	.	.	36,084	.	.	366	1,311,750	368,889	5,074,874
平成 元	291,879	958,759	301,049	136,925	.	.	39,280	1,727,891	1,195,036	171,520	.	.	37,167	.	.	3,950	1,407,673	320,218	5,395,551
2	335,453	964,511	349,076	158,031	219,250	.	3,084	2,029,405	1,277,760	175,974	.	219,250	8,000	.	.	3,695	1,684,679	344,726	5,740,766
3	349,080	988,442	349,716	174,417	294,240	.	3,612	2,159,508	1,352,994	188,292	.	294,240	8,000	.	.	3,826	1,847,353	312,156	6,052,921
4	361,769	1,041,046	356,275	186,811	325,525	.	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	.	325,525	8,000	.	.	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752
5	373,163	1,073,415	354,145	193,584	345,161	.	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	.	345,161	4,000	.	.	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657
6	399,121	1,119,272	346,257	206,438	374,427	.	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	.	374,427	4,000	.	.	4,366	2,146,875	300,597	6,959,255
7	451,781	1,159,673	346,347	218,843	413,976	.	1,823	2,592,442	1,600,454	262,396	.	413,976	2,000	.	.	3,555	2,282,380	310,062	7,269,317
8	471,275	1,155,437	350,518	220,861	453,892	.	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	.	453,892	2,000	.	.	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211
9	489,180	1,191,324	328,917	219,366	104,053	.	1,789	2,334,630	1,624,037	284,760	2,083	104,053	.	.	.	3,679	2,018,612	316,017	7,894,229
10	492,401	1,218,502	272,830	220,127	17,706	.	1,773	2,223,339	1,651,671	307,463	2,527	17,706	.	.	.	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689
11	496,403	1,201,851	266,622	215,639	5,188	.	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	2,527	5,188	.	.	.	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911
12	509,192	1,204,083	249,858	208,331	.	145,289	2,316,753	1,680,029	353,454	2,527	.	.	.	.	.	4,569	2,040,579	276,174	8,595,085
13	511,292	1,188,683	210,393	199,347	.	.	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	2,527	.	.	.	.	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999
14	505,336	1,177,559	216,862	193,492	.	.	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	2,249	.	.	.	.	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678
15	510,656	1,174,389	235,755	183,281	.	.	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	3,961	.	.	.	.	8,644	2,087,332	19,081	8,693,759
16	509,821	1,156,354	210,947	172,862	.	70,828	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	2,790	.	.	.	.	13,926	2,113,788	9,596	8,703,354
17	512,913	1,145,135	242,287	164,015	.	117,243	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	3,079	.	.	.	.	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951

(注) 1. 昭和59年4月に郵政省共済組合が加入した。  
2. 平成12年度のその他収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。

## (2) 郵政省共済組合

(百万円)

年度	収 入						支 出			収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	その他 収 入	合 計	給付費	その他 支 出	合 計		
	掛 金 (本人負担)	負 担 金	計								
昭和 45	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
46	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
47	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
48	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
49	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
50	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
51	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
52	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
53	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
54	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
55	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
56	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
57	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
58	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
59	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
60	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

(注) 1. 郵政省共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合組合連合会に加入した。

4. 地方公務員共済組合

(百万円)

年度	収 入								支 出						収 支 残	年 度 末 積 立 金	
	抛 出 保 険 料 収 入 等			利息及び 配 当 金	基礎年金 交 付 金	財政調整 抛 出 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 抛 出 金	年 金 保 険 者 抛 出 金	制 度 間 調 整 抛 出 金	財政調整 抛 出 金	そ の 他 支 出			合 計
	掛 金 (本人負担)	負 担 金	払 込 金														
昭和 45	87,376	182,046	1,874	66,962	.	.	441	338,699	96,806	.	.	.	.	823	97,629	241,070	1,213,586
46	103,083	218,957	2,022	82,269	.	.	602	406,933	122,770	.	.	.	.	854	123,624	283,309	1,497,621
47	123,932	266,313	2,179	100,428	.	.	10,490	503,342	153,596	.	.	.	.	903	154,498	348,844	1,848,647
48	153,307	331,107	2,252	125,844	.	.	1,944	614,453	198,823	.	.	.	.	1,216	200,039	414,415	2,264,014
49	216,467	451,291	2,489	161,983	.	.	5,016	837,246	278,612	.	.	.	.	1,371	279,983	557,264	2,821,476
50	253,029	555,531	2,797	197,907	.	.	1,974	1,011,238	410,026	.	.	.	.	1,351	411,377	599,861	3,421,490
51	278,830	674,441	4,247	235,900	.	.	972	1,194,390	551,172	.	.	.	.	1,336	552,508	641,881	4,067,430
52	305,525	844,453	5,615	278,347	.	.	1,712	1,435,652	679,325	.	.	.	.	1,560	680,885	754,767	4,823,062
53	326,004	954,579	5,723	321,224	.	.	2,206	1,609,737	802,756	.	.	.	.	1,893	804,649	805,087	5,628,126
54	356,256	1,054,427	6,419	374,067	.	.	836	1,792,005	925,132	.	.	.	.	1,748	926,880	865,125	6,493,473
55	411,153	1,203,174	7,634	454,103	.	.	1,402	2,077,465	1,064,816	.	.	.	.	1,480	1,066,296	1,011,170	7,504,886
56	439,879	1,321,411	8,426	517,685	.	.	1,098	2,288,498	1,246,320	.	.	.	.	1,496	1,247,816	1,040,682	8,545,817
57	445,689	1,369,328	8,492	588,127	.	.	1,132	2,412,768	1,442,689	.	.	.	.	1,385	1,444,075	968,693	9,514,461
58	459,345	1,507,095	8,514	656,400	.	.	1,694	2,633,048	1,605,698	.	.	.	.	985	1,606,684	1,026,364	10,541,019
59	536,713	1,686,457	8,176	787,500	.	.	1,533	3,020,378	1,793,778	.	.	.	.	1,146	1,794,924	1,225,454	11,701,904
60	680,817	1,931,357	7,916	807,386	.	.	14,990	3,442,467	2,016,399	.	.	.	.	13,863	2,030,263	1,412,204	13,113,980
61	701,288	2,093,391	7,803	872,616	199,461	.	23,890	3,898,448	2,046,634	357,538	.	.	.	16,741	2,420,913	1,477,535	14,592,179
62	716,581	2,186,200	7,106	905,332	296,242	.	25,068	4,136,529	2,367,990	437,956	.	.	.	15,844	2,821,790	1,314,739	15,907,036
63	734,110	2,328,591	7,615	951,781	273,873	.	27,378	4,323,348	2,515,087	463,764	.	.	.	15,526	2,994,378	1,328,970	17,235,898
平成 元	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	249,536	.	26,650	4,704,902	2,712,037	462,413	.	.	.	20,798	3,195,248	1,509,653	18,745,724
2	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	368,622	.	27,067	5,163,309	2,898,758	486,359	.	17,975	.	20,527	3,423,618	1,739,692	20,485,949
3	1,047,759	2,680,552	6,755	1,240,998	424,511	.	8,516	5,409,093	3,098,659	526,974	.	21,599	.	2,567	3,649,799	1,759,293	22,245,465
4	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,995	462,893	.	8,925	5,637,429	3,299,999	584,263	.	21,590	.	2,492	3,908,344	1,729,084	23,974,902
5	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	462,351	.	12,158	5,728,729	3,448,572	622,423	.	18,245	.	2,102	4,091,342	1,637,387	25,612,458
6	1,201,192	3,008,220	...	1,160,026	473,611	.	10,156	5,853,205	3,616,974	665,187	.	18,188	.	3,406	4,303,755	1,549,449	27,162,201
7	1,360,370	3,199,456	...	1,154,270	527,577	.	3,915	6,245,588	3,817,568	735,103	.	11,817	.	2,963	4,567,451	1,678,137	28,840,558
8	1,408,046	3,310,441	...	1,090,983	537,066	.	3,377	6,349,913	3,880,497	772,787	.	11,811	.	3,213	4,668,308	1,681,605	30,522,019
9	1,473,163	3,390,803	...	1,100,889	520,826	.	3,454	6,489,134	3,937,609	802,125	19,750	1,987	.	4,283	4,765,753	1,723,381	32,245,483
10	1,487,724	3,379,887	...	1,053,483	503,467	.	3,491	6,428,052	4,052,290	855,753	23,528	.	.	6,489	4,938,061	1,489,992	33,735,760
11	1,496,501	3,356,694	...	1,210,895	495,581	.	3,744	6,563,416	4,117,695	914,453	23,528	.	.	9,024	5,064,700	1,498,716	35,234,559
12	1,484,459	3,313,927	...	932,812	479,621	.	5,785	6,216,604	4,142,973	970,302	23,528	.	.	163,788	5,300,592	916,013	36,150,657
13	1,483,454	3,310,036	...	787,165	454,478	.	3,380	6,038,513	4,200,502	986,094	23,528	.	.	52,414	5,262,539	775,975	36,926,665
14	1,474,098	3,249,410	...	686,954	424,928	.	8,094	5,843,484	4,229,753	1,010,753	19,788	.	.	44,068	5,304,362	539,121	37,465,805
15	1,471,785	3,161,261	...	699,988	394,630	.	3,107	5,730,771	4,261,828	1,055,670	18,782	.	.	30,581	5,366,860	363,911	37,829,707
16	1,478,755	3,120,805	...	753,371	391,007	.	3,994	5,747,932	4,278,282	1,123,499	28,705	.	70,828	14,445	5,515,759	232,173	38,061,885
17	1,498,023	3,084,338	...	1,360,355	371,781	.	3,507	6,318,004	4,291,509	1,122,556	27,539	.	117,243	12,794	5,571,641	746,363	38,808,249

- (注) 1. 平成6年度以降の負担金には払込金を含む。  
 2. 平成12年度のその他支出には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。  
 3. 昭和63年度から平成2年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の各組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金経理の基礎年金拠出金の額とは異なる。

5. 公共企業体職員等共済組合

(1) 合計

(百万円)

年度	収 入								支 出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	長期 財政調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	長期 財政調整 拠出金	その他 支出	合計		
	掛金 (本人負担)	負担金														
昭和 45	27,951	81,439	27,018	.	.	.	1,793	138,201	68,529	.	.	.	188	68,717	69,485	477,254
46	32,914	96,469	31,942	.	.	.	2,132	163,456	82,380	.	.	.	226	82,606	80,850	558,563
47	37,169	111,227	37,044	.	.	.	2,866	188,306	97,238	.	.	.	282	97,520	90,785	650,135
48	43,101	131,565	41,771	.	.	.	2,919	219,356	122,238	.	.	.	327	122,565	96,792	747,022
49	55,525	172,693	52,031	.	.	.	4,237	284,486	167,565	.	.	.	426	167,991	116,495	863,781
50	63,587	201,554	58,027	.	.	.	5,680	328,848	231,908	.	.	.	669	232,577	96,271	960,202
51	73,367	233,619	62,117	.	.	.	6,064	375,167	300,991	.	.	.	689	301,680	73,487	1,033,848
52	79,290	261,125	66,662	.	.	.	7,070	414,147	362,234	.	.	.	722	362,956	51,191	1,085,236
53	90,050	348,396	72,436	.	.	.	7,996	518,879	422,873	.	.	.	786	423,659	95,219	1,180,610
54	92,563	384,906	78,316	.	.	.	9,090	564,875	480,532	.	.	.	879	481,411	83,465	1,264,337
55	95,195	430,602	87,130	.	.	.	10,581	623,508	545,212	.	.	.	968	546,180	77,328	1,341,812
56	112,700	515,228	91,722	.	.	.	12,489	732,139	633,689	.	.	.	1,124	634,813	97,326	1,439,390
57	117,204	599,739	100,319	.	.	.	13,505	830,767	725,739	.	.	.	1,339	727,078	103,689	1,543,416
58	120,781	682,732	111,240	.	.	.	14,653	929,407	813,327	.	.	.	1,508	814,835	114,572	1,658,302
59	137,066	787,620	115,903	.	.	.	15,503	1,056,093	883,054	.	.	.	1,661	884,715	171,377	1,829,822
60	149,665	795,154	127,603	.	.	17,088	16,618	1,106,129	972,222	.	.	9,368	1,800	983,390	122,738	1,766,327
61	136,704	738,711	117,795	45,599	.	34,195	18,127	1,091,132	980,106	73,013	.	9,648	1,962	1,064,729	26,403	1,793,030
62	127,235	819,254	103,478	67,563	.	47,770	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	.	9,938	1,875	1,214,912	-31,659	1,759,679
63	130,613	847,666	99,306	103,417	.	61,373	19,395	1,261,771	1,135,818	83,580	.	10,236	1,842	1,231,475	30,295	1,785,309
平成 元	144,045	858,445	103,703	117,354	.	72,489	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	.	10,543	1,846	1,249,784	65,872	1,849,239
2	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,451,936	1,185,088	85,367	100,107	0	2,010	1,372,573	79,363	1,927,126
3	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186	1,532,792	1,210,143	90,966	134,947	0	3,317	1,439,373	93,419	2,020,545
4	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210	1,566,875	1,237,848	100,271	149,293	0	2,062	1,489,474	77,401	2,097,946
5	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269	1,592,763	1,249,957	105,458	157,996	0	2,181	1,515,591	77,171	2,175,117
6	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405	1,646,418	1,270,910	111,539	171,736	0	2,073	1,556,259	90,159	2,265,277
7	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349	1,700,279	1,303,999	121,782	190,180	0	2,123	1,618,084	82,195	2,347,472
8	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492	1,787,075	1,293,206	126,731	208,803	0	5,096	1,633,835	153,240	2,500,712

- (注) 1. 公共企業体職員等共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合に統合された。  
 2. 昭和59年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。  
 3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。



(2) 日本鉄道共済組合

(百万円)

年度	収 入								支 出					収 支 残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調 整交付金	長 期 財政調整 交付金	その他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	制 度 間 調 整 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計		
	掛 金 (本人負担)	負 担 金													
昭和 45	17,797	54,864	15,515	.	.	.	0	88,176	53,431	.	.	11	53,442	34,734	259,342
46	20,875	64,706	17,966	.	.	.	0	103,547	64,195	.	.	10	64,205	39,343	298,782
47	23,133	74,043	20,625	.	.	.	0	117,802	75,955	.	.	9	75,964	41,838	340,709
48	26,346	86,984	23,252	.	.	.	2	136,583	95,356	.	.	17	95,373	41,210	382,010
49	33,332	113,414	29,198	.	.	.	26	175,969	131,486	.	.	33	131,519	44,450	426,570
50	37,759	132,290	30,696	.	.	.	4	200,749	182,931	.	.	42	182,972	17,777	444,492
51	43,922	155,512	30,182	.	.	.	0	229,615	238,394	.	.	72	238,466	-8,851	435,795
52	46,973	175,092	28,927	.	.	.	0	250,992	287,292	.	.	51	287,343	-36,351	399,634
53	56,148	257,781	30,998	.	.	.	0	344,927	336,559	.	.	73	336,632	8,296	408,082
54	57,050	286,017	32,613	.	.	.	0	375,680	382,949	.	.	73	383,022	-7,342	400,990
55	58,197	324,467	34,148	.	.	.	0	416,813	433,529	.	.	91	433,621	-16,808	384,313
56	69,368	395,967	34,214	.	.	.	0	499,549	503,951	.	.	136	504,087	-4,538	380,007
57	71,688	468,939	34,039	.	.	.	0	574,666	575,342	.	.	180	575,522	-856	379,461
58	74,476	541,451	34,563	.	.	.	0	650,491	642,819	.	.	152	642,972	7,519	387,270
59	83,126	622,745	35,806	.	.	.	0	741,676	691,055	.	.	176	691,231	50,446	437,846
60	82,834	599,857	36,944	.	.	17,088	0	736,723	755,060	.	.	142	755,202	-18,478	419,587
61	71,482	550,352	34,012	33,431	.	34,195	846	724,317	751,262	35,946	.	133	787,340	-63,023	356,820
62	59,766	620,593	21,533	52,458	.	47,770	256	802,375	846,992	40,287	.	31	887,309	-84,934	270,128
63	60,543	637,542	18,838	79,638	.	61,373	63	857,996	847,574	34,156	.	11	881,741	-23,745	240,814
平成 元	62,922	632,984	17,223	88,925	.	72,489	59	874,602	845,469	28,775	.	8	874,252	351	238,801
2	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	8,000	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	-2,795	234,473
3	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280
4	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420
5	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682
6	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649
7	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654
8	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860

(注) 1. 日本鉄道共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

## (3) 日本電信電話共済組合

(百万円)

年度	収 入							支 出					収支残	年度末 積立金	
	拠出保険料収入等	利息及び	基礎年金	制度間	その他	合計	給付費	基礎年金	制度間	長期	その他	合計			
	掛金 (本人負担)	負担金	配当金	交付金	調整 交付金			収入	拠出金	調整 拠出金	財政調整 拠出金				支出
昭和 45	8,726	22,384	9,364	.	.	1,704	42,177	11,836	.	.	.	177	12,013	30,164	182,602
46	10,429	26,865	11,538	.	.	2,028	50,859	14,206	.	.	.	214	14,420	36,439	219,402
47	12,240	31,532	13,692	.	.	2,743	60,208	16,567	.	.	.	265	16,831	43,377	263,473
48	14,672	37,796	15,410	.	.	2,811	70,690	20,928	.	.	.	305	21,233	49,457	312,933
49	19,521	50,287	19,223	.	.	4,062	93,093	27,972	.	.	.	391	28,364	64,730	377,815
50	22,782	58,689	23,143	.	.	5,598	110,213	37,851	.	.	.	624	38,476	71,738	449,554
51	26,018	66,128	27,414	.	.	6,016	125,576	48,306	.	.	.	577	48,883	76,692	526,251
52	28,629	72,765	32,807	.	.	6,881	141,083	58,008	.	.	.	606	58,614	82,469	608,723
53	30,068	76,422	36,301	.	.	7,913	150,703	66,894	.	.	.	684	67,577	83,126	691,850
54	31,559	83,800	40,206	.	.	9,078	164,643	75,676	.	.	.	804	76,480	88,163	780,024
55	33,004	90,327	46,987	.	.	10,574	180,893	87,070	.	.	.	876	87,946	92,946	872,983
56	38,314	100,063	51,219	.	.	12,470	202,066	101,452	.	.	.	988	102,440	99,627	972,622
57	40,335	109,844	60,058	.	.	13,473	223,710	118,073	.	.	.	1,158	119,231	104,480	1,077,126
58	41,166	116,769	70,233	.	.	14,593	242,762	134,637	.	.	.	1,335	135,972	106,790	1,183,931
59	47,756	137,786	73,703	.	.	15,457	274,701	153,184	.	.	.	1,423	154,607	120,094	1,304,035
60	59,177	156,314	83,665	.	.	16,556	315,711	174,288	.	.	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258
61	57,993	152,116	78,273	9,268	.	17,248	314,898	185,333	33,544	.	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917
62	60,415	159,499	74,574	11,096	.	17,651	323,236	218,115	42,050	.	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217
63	63,052	171,213	74,051	18,901	.	19,296	346,513	234,512	45,381	.	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671
平成 元	73,218	187,065	81,337	22,376	.	19,533	383,530	257,210	44,320	.	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702
2	84,074	200,309	78,535	26,423	53,270	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	0	2,010	378,815	82,292	1,610,033
3	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	0	2,055	417,738	73,720	1,683,753
4	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	0	1,988	447,082	55,516	1,739,270
5	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	0	2,077	464,357	55,226	1,794,496
6	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	0	1,989	488,233	48,668	1,843,163
7	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	0	2,084	522,405	55,135	1,898,298
8	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	0	4,967	538,174	106,924	2,005,223

(注) 1. 日本電信電話共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合した。

(4) 日本たばこ産業共済組合

(百万円)

年度	収 入							支 出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	長期 財政調整 拠出金	その他 支出	合 計		
	掛金 (本人負担)	負担金													
昭和 45	1,429	4,191	2,139	.	.	89	7,848	3,261	.	.	.	0	3,261	4,586	35,310
46	1,610	4,898	2,438	.	.	104	9,050	3,979	.	.	.	3	3,982	5,068	40,380
47	1,795	5,653	2,726	.	.	123	10,296	4,717	.	.	.	8	4,725	5,571	45,953
48	2,083	6,785	3,108	.	.	106	12,083	5,953	.	.	.	5	5,959	6,124	52,079
49	2,673	8,992	3,611	.	.	149	15,424	8,107	.	.	.	2	8,109	7,316	59,396
50	3,046	10,575	4,188	.	.	77	17,886	11,126	.	.	.	3	11,129	6,756	66,156
51	3,428	11,979	4,522	.	.	47	19,976	14,291	.	.	.	40	14,331	5,645	71,803
52	3,687	13,267	4,928	.	.	189	22,073	16,934	.	.	.	65	16,999	5,073	76,878
53	3,835	14,193	5,137	.	.	84	23,248	19,421	.	.	.	30	19,450	3,798	80,678
54	3,954	15,089	5,497	.	.	12	24,553	21,907	.	.	.	2	21,909	2,643	83,323
55	3,994	15,807	5,995	.	.	7	25,803	24,612	.	.	.	0	24,613	1,190	84,516
56	5,017	19,198	6,290	.	.	19	30,524	28,286	.	.	.	0	28,286	2,238	86,761
57	5,181	20,955	6,222	.	.	32	32,391	32,324	.	.	.	2	32,325	66	86,829
58	5,138	24,512	6,444	.	.	60	36,154	35,870	.	.	.	21	35,891	263	87,100
59	6,184	27,090	6,394	.	.	47	39,715	38,815	.	.	.	63	38,878	837	87,941
60	7,654	38,984	6,994	.	.	62	53,694	42,875	.	.	913	85	43,872	9,822	84,482
61	7,229	36,244	5,510	2,900	.	33	51,917	43,511	3,523	.	940	141	48,115	3,801	88,293
62	7,054	39,162	7,372	4,009	.	46	57,642	51,629	4,027	.	969	21	56,646	996	89,333
63	7,018	38,911	6,417	4,879	.	36	57,262	53,732	4,043	.	998	12	58,785	-1,523	87,825
平成 元	7,905	38,395	5,143	6,053	.	28	57,524	57,529	4,092	.	1,028	0	62,649	-5,125	82,737
2	8,655	40,335	6,443	6,283	8,800	29	70,545	60,987	4,200	5,491	0	0	70,678	-134	82,620
3	9,228	40,194	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	0	78	73,998	-108	82,512
4	9,721	39,570	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	0	63	76,249	-1,255	81,257
5	9,958	41,161	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	0	63	77,601	-317	80,940
6	10,490	41,625	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	0	67	79,707	-475	80,464
7	11,617	42,799	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	0	22	82,923	55	80,520
8	11,777	42,662	2,954	10,984	15,408	53	83,838	65,977	6,330	11,408	0	13	83,728	110	80,630

(注) 1. 日本たばこ産業共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

6. 私立学校教職員共済制度

(百万円)

年度	収 入								支 出						収支残	年度末 積立金
	掛 金	国庫負担	利息及 配当金	基礎年 交付金	制度間 調整 交付金	その他 収入	(再掲) 都道府県 補助金	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	年 金 保 険 者 拠出金	制度間 調 整 拠出金	その他 支 出	合 計		
昭和 45	7,492	492	3,501	.	.	1,106	830	12,591	2,620	.	.	.	10	2,630	9,961	55,474
46	8,941	627	4,214	.	.	1,287	1,018	15,069	3,271	.	.	.	12	3,283	11,786	67,260
47	10,887	750	5,986	.	.	1,556	1,236	19,179	3,733	.	.	.	14	3,747	15,432	82,691
48	13,435	884	6,271	.	.	1,823	1,529	22,413	4,552	.	.	.	38	4,590	17,823	100,514
49	19,960	1,271	8,160	.	.	2,470	2,133	31,861	6,585	.	.	.	58	6,643	25,218	125,732
50	28,078	1,962	10,460	.	.	4,553	2,846	45,053	10,067	.	.	.	86	10,153	34,900	160,631
51	34,995	2,663	13,276	.	.	4,040	3,473	54,974	13,508	.	.	.	51	13,559	41,414	202,046
52	40,358	3,336	16,225	.	.	4,490	3,950	64,409	16,729	.	.	.	55	16,784	47,626	249,671
53	50,773	3,898	19,511	.	.	4,206	3,769	78,388	19,487	.	.	.	363	19,850	58,538	308,210
54	61,222	4,171	23,930	.	.	4,550	4,137	93,873	20,894	.	.	.	446	21,340	72,533	380,742
55	70,465	4,635	30,824	.	.	4,918	4,509	110,841	23,301	.	.	.	260	23,561	87,280	468,022
56	77,865	5,621	37,588	.	.	5,240	4,819	126,314	28,264	.	.	.	86	28,350	97,964	565,985
57	84,086	5,135	44,622	.	.	5,593	5,129	139,436	33,522	.	.	.	49	33,571	105,865	671,851
58	89,120	5,904	52,644	.	.	5,770	5,264	153,439	38,510	.	.	.	90	38,600	114,839	786,689
59	94,232	6,754	60,208	.	.	5,910	5,426	167,105	44,065	.	.	.	81	44,147	122,959	909,648
60	99,469	7,806	68,498	.	.	6,210	5,759	181,983	50,860	.	.	.	60	50,920	131,063	1,040,711
61	105,538	15,468	74,040	5,839	.	6,589	5,891	207,474	60,402	33,356	.	.	65	93,823	113,652	1,154,363
62	111,110	17,469	78,991	10,577	.	6,841	6,168	224,987	67,680	42,104	.	.	65	109,849	115,138	1,269,501
63	116,633	29,386	84,167	28,018	.	7,143	6,465	265,347	73,642	46,305	.	.	76	120,023	145,324	1,414,825
平成 元	123,374	21,562	94,918	29,021	.	7,754	6,865	276,628	82,291	47,825	.	.	81	130,197	146,432	1,561,256
2	144,562	22,013	101,495	27,372	.	7,977	6,981	303,418	100,697	51,878	.	1,984	116	154,675	148,742	1,709,999
3	154,011	24,616	105,675	31,305	.	8,893	7,424	324,501	112,553	56,898	.	2,400	221	172,073	152,428	1,862,427
4	162,873	27,436	107,032	26,759	.	9,238	7,868	333,337	122,348	62,650	.	2,387	130	187,516	145,821	2,008,248
5	170,289	25,308	109,593	26,744	.	9,770	8,228	341,704	130,947	65,942	.	1,991	179	199,059	142,645	2,150,893
6	177,791	25,890	104,256	29,374	.	10,136	8,431	347,446	141,792	72,261	.	1,879	195	216,127	131,320	2,282,212
7	206,585	29,441	105,631	29,480	.	10,170	8,669	381,307	153,779	81,264	.	1,244	400	236,687	144,620	2,426,832
8	212,674	31,781	98,531	29,123	.	10,262	8,742	382,372	161,845	84,714	.	1,299	289	248,146	134,225	2,561,057
9	223,813	32,684	99,626	28,462	.	11,383	8,819	395,969	169,382	87,914	4,833	211	386	262,725	133,244	2,694,301
10	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	93,383	5,815	.	403	278,952	120,662	2,814,963
11	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	100,386	5,815	.	456	293,058	112,059	2,927,022
12	235,084	40,387	87,460	24,483	.	8,525	7,864	395,939	194,171	110,289	5,815	.	417	310,692	85,247	3,012,269
13	238,449	41,518	78,289	23,227	.	8,382	7,668	389,866	202,262	113,666	5,815	.	430	322,173	67,692	3,079,961
14	250,837	42,931	66,737	21,813	.	9,607	7,802	391,925	211,233	118,400	5,134	.	365	335,132	56,793	3,136,754
15	265,836	45,229	66,968	20,314	.	8,713	7,783	407,059	218,482	126,343	14,283	.	4,543	363,651	43,408	3,180,162
16	268,009	49,904	73,761	18,996	.	8,723	7,745	419,392	225,209	140,127	6,824	.	17,158	389,318	30,075	3,210,237
17	278,884	53,696	135,922	17,774	.	8,540	7,646	494,816	230,953	145,196	7,773	.	3,128	387,050	107,766	3,318,002

7. 農林漁業団体職員共済組合

(百万円)

年度	収 入							支 出					収 支 残	年 度 末 積 立 金	
	掛 金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	その他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	年 金 保 険 者 拠 出 金	制度間 調 整 拠 出 金	その他 支 出			合 計
昭和 45	19,222	1,114	7,740	.	.	25	28,100	6,048	.	.	.	546	6,594	21,506	121,560
46	22,715	1,441	9,529	.	.	15	33,700	7,708	.	.	.	608	8,315	25,385	146,945
47	26,798	1,847	11,022	.	.	604	40,271	9,398	.	.	.	681	10,079	30,192	177,137
48	31,745	2,462	13,217	.	.	602	48,027	12,534	.	.	.	801	13,335	34,692	211,829
49	40,695	3,701	16,869	.	.	1,695	62,960	18,848	.	.	.	963	19,811	43,149	254,978
50	52,587	5,272	21,267	.	.	1,142	80,268	26,616	.	.	.	1,204	27,820	52,448	307,426
51	62,853	7,255	25,448	.	.	1,380	96,936	36,781	.	.	.	1,300	38,081	58,855	366,281
52	70,780	8,967	29,807	.	.	1,007	110,560	45,498	.	.	.	1,435	46,933	63,627	429,908
53	78,282	10,522	33,506	.	.	1,526	123,835	52,953	.	.	.	1,746	54,699	69,136	499,044
54	84,555	12,321	38,291	.	.	1,743	136,910	62,729	.	.	.	1,626	64,355	72,556	571,600
55	91,004	14,316	45,619	.	.	1,142	152,082	72,090	.	.	.	1,684	73,774	78,308	649,907
56	107,513	17,193	51,459	.	.	2,895	179,060	86,387	.	.	.	1,742	88,129	90,930	740,837
57	115,254	15,377	58,253	.	.	2,335	191,219	101,124	.	.	.	1,647	102,771	88,448	829,286
58	120,210	17,606	66,765	.	.	1,915	206,495	115,224	.	.	.	2,101	117,325	89,170	918,456
59	124,663	19,670	72,840	.	.	1,733	218,905	127,965	.	.	.	2,289	130,254	88,651	1,007,107
60	129,449	22,558	76,222	.	.	4,119	232,348	146,407	.	.	.	2,053	148,460	83,888	1,090,995
61	162,511	30,666	78,280	22,037	.	8,222	301,716	157,467	51,133	.	.	2,202	210,802	90,914	1,181,909
62	170,034	33,761	79,266	33,597	.	9,458	326,116	183,794	63,621	.	.	2,323	249,738	76,379	1,258,288
63	174,181	65,177	80,302	29,066	.	9,402	358,128	198,441	67,447	.	.	2,564	268,451	89,677	1,347,965
平成 元	179,089	36,696	83,577	26,865	.	8,471	334,698	218,797	67,276	.	.	2,522	288,595	46,103	1,394,067
2	224,400	37,752	86,199	38,126	.	7,294	393,770	236,472	71,249	.	1,311	2,531	311,564	82,206	1,476,273
3	238,681	40,090	92,125	45,248	.	5,160	421,305	256,834	77,109	.	1,600	2,708	338,252	83,053	1,559,326
4	251,044	44,384	90,528	57,309	.	5,387	448,653	277,261	85,679	.	1,597	2,855	367,392	81,261	1,640,586
5	262,381	45,711	91,770	65,441	.	5,594	470,896	292,705	90,217	.	1,319	2,949	387,189	83,708	1,724,294
6	269,859	47,921	86,197	67,836	.	5,642	477,454	313,055	97,140	.	1,305	3,146	414,646	62,808	1,787,102
7	315,322	52,451	87,528	68,930	.	7,228	531,459	337,628	108,997	.	928	3,307	450,860	80,599	1,867,701
8	321,284	53,944	78,069	58,921	.	7,656	519,874	346,669	113,235	.	885	3,144	463,934	55,940	1,923,641
9	334,550	53,049	77,433	50,391	.	7,714	523,136	356,670	112,375	667	148	3,250	473,109	50,027	1,973,668
10	333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	5,774	3,310	496,263	22,474	1,996,142
11	331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,043	377,420	121,114	847	1,778	3,117	504,275	11,767	2,007,910
12	328,906	57,968	69,768	56,251	.	7,940	520,834	385,377	127,946	847	0	3,242	517,412	3,422	2,011,332
13	324,897	59,977	50,683	52,488	.	7,641	495,685	391,634	135,577	847	0	4,367	532,426	-36,740	1,974,592

(注) 1. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 昭和58年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。  
 なお、長期時系列表-1の給付費の表の昭和58年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

8. 国民年金  
(1) 国民年金勘定

(百万円)

年度	収 入							支 出				収支残	年度末 積立金
	保 険 料	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	積立金 よ り 受 入	その地 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計		
昭和 45	106,433	39,399	39,074	.	.	26	184,932	15,057	.	1,251	16,308	168,624	727,124
46	122,413	63,184	50,579	.	.	36	236,212	24,245	.	1,689	25,935	210,278	938,974
47	150,276	71,733	64,490	.	.	100	286,599	47,234	.	2,247	49,481	237,118	1,176,092
48	174,654	96,898	79,754	.	.	298	351,604	77,315	.	3,415	80,729	270,875	1,446,981
49	280,757	87,785	95,690	.	.	1,114	465,346	217,078	.	4,730	221,808	243,538	1,690,592
50	369,013	213,319	109,278	.	.	2,144	693,754	456,626	.	5,725	462,350	231,404	1,814,683
51	411,116	120,000	110,837	.	.	112,732	754,686	711,027	.	6,944	717,971	36,715	1,842,112
52	629,347	239,053	110,796	.	.	15,849	995,041	944,022	.	8,672	952,694	42,350	1,846,562
53	832,409	407,550	112,439	.	.	44,439	1,396,837	1,146,264	.	12,023	1,158,287	238,550	2,052,622
54	1,005,868	521,361	125,282	.	.	38,981	1,691,492	1,342,579	.	16,284	1,358,862	332,629	2,359,573
55	1,182,371	541,961	150,664	.	.	32,729	1,907,725	1,576,336	.	21,433	1,597,769	309,956	2,638,731
56	1,240,447	599,635	182,375	.	.	37,618	2,060,075	1,841,731	.	24,631	1,866,362	193,713	2,809,334
57	1,376,101	790,458	191,489	.	.	28,566	2,386,613	2,069,069	.	25,568	2,094,637	291,976	3,069,932
58	1,460,372	489,471	192,625	.	.	36,456	2,178,923	2,248,060	.	35,914	2,283,974	-105,051	2,927,573
59	1,500,687	695,719	184,063	.	.	42,149	2,422,618	2,424,456	.	37,355	2,461,810	-39,192	2,763,292
60	1,576,179	843,066	182,743	.	.	130,340	2,732,328	2,650,013	.	38,367	2,688,380	43,948	2,593,854
61	1,212,666	656,720	133,171	2,735,359	.	218,357	4,956,273	2,913,674	1,440,151	43,736	4,397,561	558,713	2,191,212
62	1,262,068	725,897	133,786	2,823,005	.	243,454	5,188,209	2,736,857	1,742,013	45,533	4,524,403	663,807	2,619,652
63	1,284,420	919,737	149,658	2,944,183	.	240,910	5,538,908	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115	556,794	2,940,880
平成 元	1,284,127	970,035	151,408	2,991,732	.	240,187	5,637,490	3,071,318	2,004,961	45,517	5,121,796	515,693	3,221,582
2	1,305,264	954,757	173,652	3,041,094	.	240,024	5,714,791	3,172,816	1,850,325	47,804	5,070,945	643,846	3,631,712
3	1,450,501	1,068,288	205,708	3,276,871	.	238,581	6,239,949	3,264,977	1,965,573	50,967	5,281,517	958,432	4,357,171
4	1,541,601	1,155,029	255,112	3,266,673	.	238,238	6,456,652	3,276,256	2,125,998	53,975	5,456,229	1,000,423	5,127,519
5	1,646,594	1,238,236	278,925	3,158,728	.	237,378	6,559,861	3,234,283	2,318,813	57,274	5,610,370	949,491	5,846,811
6	1,729,585	1,088,933	304,284	3,132,807	.	235,564	6,491,173	3,218,343	2,537,141	59,700	5,815,184	675,988	6,371,211
7	1,825,122	1,184,556	318,373	3,186,850	.	158,093	6,672,993	3,219,325	2,705,517	69,196	5,994,037	678,956	6,951,616
8	1,920,898	1,467,872	329,609	3,039,463	.	105,650	6,863,492	3,104,236	2,732,338	82,552	5,919,126	944,366	7,849,328
9	1,945,339	1,332,231	340,452	2,843,477	.	55,738	6,517,237	2,978,332	2,835,175	88,615	5,902,122	615,115	8,468,289
10	1,971,603	1,326,490	336,751	2,782,607	.	4,419	6,421,869	2,893,295	2,960,658	80,817	5,934,769	487,099	8,961,937
11	2,002,527	1,322,664	323,554	2,674,773	.	4,119	6,327,638	2,778,099	2,971,637	82,692	5,832,428	495,210	9,461,724
12	1,967,841	1,363,651	282,834	2,570,129	.	4,334	6,188,789	2,645,403	3,092,488	98,241	5,836,132	352,657	9,820,796
13	1,953,760	1,430,706	226,287	2,424,547	.	3,564	6,038,864	2,513,268	3,287,082	120,117	5,920,467	118,397	9,949,015
時価ベース	...	...	[124,560]	...	...	...	[5,937,136]	...	...	...	...	[16,670]	[9,734,832]
14	1,895,793	1,456,538	189,718	2,277,134	.	3,217	5,822,401	2,381,898	3,369,340	119,643	5,870,881	48,481	9,910,835
時価ベース	...	...	[37,129]	...	...	...	[5,595,554]	...	...	...	...	[275,328]	[9,469,806]
15	1,962,656	1,496,285	152,279	2,153,429	.	3,021	5,767,670	2,229,305	3,485,304	103,071	5,817,681	50,011	9,861,172
時価ベース	...	...	[448,168]	...	...	...	[6,063,559]	...	...	...	...	[245,878]	[9,716,031]
16	1,935,434	1,521,882	104,365	2,007,558	.	1,641	5,570,880	2,088,782	3,543,720	109,058	5,741,560	-170,680	9,699,148
時価ベース	...	...	[265,417]	...	...	...	[5,731,932]	...	...	...	...	[9,628]	[9,715,059]
17	1,948,002	1,702,013	135,747	1,876,341	453,864	1,495	6,117,461	1,952,711	3,897,559	374,254	6,224,525	-107,063	9,151,357
時価ベース	...	...	[645,124]	...	...	...	[6,626,839]	...	...	...	...	[402,314]	[9,676,646]

(注) 1. 平成17年度の簿価ベースの利息及び配当金には、年金資金運用基金納付金を加えたものを計上している

2. 平成17年度のその他支出には、財政融資資金繰上償還等資金財源(2,632億円)を含む

(2) 基礎年金勘定

(百万円)

年度	収 入						支 出				収支残	年度末 積立金
	拠出金等収入			運用収入	その地 収入	合 計	基礎年金 給付費	基礎年金 交付金	その他 支出	合 計		
	基礎年金 拠出金	特 別 国庫負担	計									
昭和 61	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608
62	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608
63	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608
平成 元	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608
2	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608
3	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608
4	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608
5	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608
6	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608
7	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608
8	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608
9	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608
10	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608
11	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608
12	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608
13	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608
14	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608
15	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608
16	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608
17	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608

年金扶養比率の推移

年度	厚生年金	厚生年金	旧船員保険	国共済	連合会	旧郵政	地共済	旧三共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	私学共済	旧農林年金	国民年金	基礎年金
昭和 15	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	11.10	4.65	3.37	12.18	5.29	75.83	23.16	...	
16	36.94	37.45	17.09	8.40	9.63	6.31	10.13	4.38	3.12	11.54	4.83	67.99	18.66	103.15	
17	33.02	33.44	15.53	7.53	8.59	5.69	9.48	4.17	2.92	11.06	4.54	62.48	16.00	47.14	
18	30.23	30.61	14.10	6.88	7.82	5.22	9.01	3.98	2.77	10.48	4.18	60.60	14.04	31.85	
19	26.27	26.58	12.56	6.30	7.03	4.92	8.63	3.85	2.66	10.11	3.89	58.60	12.77	18.24	
50	22.64	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	8.04	3.76	2.59	9.86	3.75	51.91	11.63	9.48	
51	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	7.33	3.65	2.50	9.54	3.58	45.55	10.61	7.80	
52	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	6.85	3.47	2.36	9.09	3.40	41.42	9.87	6.94	
53	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	6.48	3.26	2.22	8.54	3.23	38.01	9.19	6.28	
54	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	6.07	3.03	2.05	7.92	3.00	34.86	8.52	5.67	
55	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	5.70	2.80	1.90	7.15	2.72	32.34	8.05	5.18	
56	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	5.31	2.54	1.70	6.51	2.39	29.63	7.42	4.78	
57	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	4.91	2.28	1.52	5.81	2.12	27.25	6.81	4.41	
58	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	4.57	1.99	1.30	5.13	1.89	24.24	6.21	4.08	
59	8.84	8.97	2.72	3.20			4.25	1.78	1.14	4.54	1.76	22.38	5.72	3.86	
60	8.15	8.29	2.23	2.97			3.97	1.42	0.83	3.95	1.57	20.69	5.33	3.67	
61	7.39			2.78			3.77	1.32	0.77	3.50	1.34	18.85	5.09		5.63
62	7.03			2.64			3.59	1.16	0.61	3.25	1.24	17.92	4.94		5.47
63	6.81			2.50			3.41	1.12	0.60	2.97	1.15	17.14	4.73		5.31
平成 元	6.64			2.38			3.26	1.08	0.60	2.68	1.06	16.30	4.57		5.16
2	6.51			2.26			3.15	1.04	0.58	2.50	0.96	12.86	4.44		4.99
3	6.40			2.21			3.04	1.04	0.59	2.35	0.99	12.21	4.30		4.88
4	6.14			2.16			2.94	1.04	0.61	2.20	1.02	11.60	4.23		4.68
5	5.83			2.11			2.86	1.04	0.62	2.10	1.04	10.97	4.15		4.49
6	5.53			2.08			2.79	1.02	0.64	1.93	1.03	10.34	4.00		4.31
7	4.98			1.99			2.64	1.02	0.65	1.83	0.99	8.15	3.83		4.15
8	4.76			1.97			2.59	1.02	0.66	1.82	0.97	7.47	3.68		4.00
9	4.28			1.95			2.52					7.06	3.49		3.83
10	4.01			1.92			2.45					6.70	3.35		3.69
11	3.79			1.91			2.40					6.36	3.24		3.57
12	3.57			1.89			2.32					5.98	3.09		3.43
13	3.33			1.85			2.24					5.65	2.93		3.29
14	3.17			1.81			2.16					5.60			3.16
15	3.00			1.76			2.09					5.34			3.05
16	2.91			1.73			2.00					5.14			2.96
17	2.87			1.71			1.95					5.02			2.87

(注) 1. 郵政共済組合は昭和59年4月に国共済連合会に、船員保険は昭和61年4月に厚生年金に、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。  
 2. 基礎年金は、被用者年金のみならず基礎年金に係る受給権者数を含む。

長期時系列表—3



総合費用率の推移

(単位：%)

年度	厚生年金		国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金
		(実績推計)			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ		
昭和 61	9.84		10.69	6.65	28.75	11.75	16.32	6.54	12.46
62	10.32		12.09	8.30	32.15	15.22	21.14	7.02	14.04
63	8.86		10.99	9.26	22.54	14.48	22.60	5.12	13.07
平成 元	10.63		14.56	8.63	19.31	15.37	25.85	6.21	16.63
2	10.52		15.56	10.55	37.11	15.09	30.69	8.12	16.65
3	10.79		16.32	10.85	33.10	15.85	28.89	8.46	17.04
4	11.17		16.58	11.18	32.14	17.02	28.77	9.19	17.02
5	11.61		16.71	11.71	31.65	17.21	27.03	9.70	16.93
6	12.41		17.14	12.46	29.14	18.39	27.23	10.15	17.83
7	13.75		18.66	13.20	31.29	19.67	27.92	10.79	19.33
8	14.63		19.19	13.10	31.38	19.37	28.11	11.16	20.48
9	15.11		19.13	13.45				11.83	21.68
10	16.35		19.45	14.54				12.53	23.04
11	16.96		20.32	15.35				13.12	23.46
12	17.86	18.5	20.89	16.14				13.80	24.10
13	18.77	19.6	21.54	16.71				14.27	25.33
14	19.82	20.7	22.12	17.54				14.21	
15	20.70	21.7	23.33	19.09				15.23	
16	21.27	22.5	23.05	20.61				15.49	
17	21.29	22.5	22.42	21.61				15.74	
総報酬ベース									
15	17.30	18.1	17.35	14.35				11.26	
16	17.76	18.8	17.14	15.42				11.55	
17	17.79	18.8	16.73	16.24				11.79	

独自給付費用率の推移

(単位：%)

年度	厚生年金		国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金
		(実績推計)			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ		
昭和 61	7.26		8.51	4.73	25.89	9.63	13.93	4.53	9.73
62	7.18		9.46	6.01	28.34	12.54	18.37	4.61	10.73
63	6.01		8.20	6.88	19.41	11.78	19.83	2.59	9.65
平成 元	8.02		11.79	6.31	16.71	12.77	23.15	3.72	13.28
2	7.67		12.86	8.23	33.99	12.54	27.92	5.45	13.26
3	7.78		13.55	8.46	29.89	13.26	26.22	5.69	13.54
4	7.92		13.63	8.64	28.75	14.22	25.82	6.31	13.32
5	8.16		13.70	9.09	28.15	14.35	23.91	6.79	13.20
6	8.86		13.96	9.74	25.60	15.34	24.03	7.11	13.93
7	9.90		15.19	10.29	27.51	16.36	24.45	7.50	15.02
8	10.64		15.64	10.10	27.32	16.08	24.53	7.79	16.04
9	11.09		15.47	10.39				8.39	17.25
10	11.99		15.54	11.31				8.92	18.45
11	12.25		16.17	11.92				9.30	18.63
12	12.95	13.6	16.56	12.47				9.67	18.96
13	13.74	14.5	17.14	12.98				10.06	19.82
14	14.44	15.3	17.54	13.70				10.05	
15	15.07	16.0	18.42	14.99				10.86	
16	15.43	16.6	17.75	16.19				10.73	
17	15.39	16.6	17.24	17.26				10.99	
総報酬ベース									
15	12.59	13.4	13.70	11.27				8.03	
16	12.88	13.9	13.20	12.11				8.00	
17	12.86	13.9	12.87	12.97				8.23	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
3. 厚生年金の(実績推計)は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。

収支比率の推移

(単位：%)

年度	厚生年金		国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金	国民年金
		(実績推計)			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
昭和 61	61.45		56.29	35.99	136.01	63.93	80.42	39.06	64.74	71.46
62	64.44		63.20	44.72	160.35	81.35	95.48	41.65	72.22	66.62
63	66.43		68.84	47.81	117.00	80.97	107.56	30.18	67.45	74.72
平成 元	67.18		67.88	43.24	99.79	76.75	124.59	35.32	84.71	77.64
2	60.74		68.43	46.02	101.03	73.32	100.53	41.56	75.07	69.46
3	61.38		72.60	47.64	92.72	72.09	100.14	43.40	75.63	53.46
4	63.49		74.12	49.84	92.20	78.67	103.80	47.95	76.95	54.57
5	66.03		74.91	53.24	92.63	79.04	100.85	50.96	77.11	60.04
6	68.21		76.06	56.86	86.37	82.10	101.33	55.31	83.06	75.41
7	68.99		75.11	56.97	91.53	81.38	99.80	55.27	80.97	72.47
8	72.41		75.99	57.22	86.35	69.22	99.79	58.43	87.12	59.06
9	73.75		75.74	57.66				60.55	88.94	71.65
10	80.55		80.79	63.20				64.43	95.52	75.59
11	84.86		85.08	64.47				67.28	98.20	75.33
(時価)			(81.95)							
12	90.97		89.34	72.61				74.27	100.32	80.16
(時価)		(83.6)	(95.51)							
13	97.17		95.17	78.13				79.22	110.65	89.22
(時価)	(102.36)	(94.5)	(101.43)							(93.59)
14	104.74		97.24	84.26				82.99		96.74
(時価)	(119.23)	(111.4)	(100.61)					(108.15)		(108.55)
15	117.21		97.98	89.33				86.19		97.63
(時価)	(98.33)	(97.1)	(91.28)	(70.20)				(82.81)		(85.65)
16	123.84		98.30	93.49				86.77		103.10
(時価)	(112.70)	(113.6)	(96.87)	(83.09)				(78.56)		(95.56)
17	120.83		92.99	82.71				73.96		109.03
(時価)	(90.43)	(88.9)	(79.15)	(55.89)				(65.53)		(87.61)

積立比率の推移

(単位：倍)

年度	厚生年金		国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金	国民年金
		(実績推計)			日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
昭和 61	6.75		9.51	15.87	1.74	10.16	5.26	14.36	7.00	2.70
62	6.75		9.04	13.82	1.58	8.48	4.31	14.12	6.56	2.36
63	8.04		10.38	13.18	1.65	8.64	4.06	20.30	7.33	2.44
平成 元	6.78		8.43	15.04	1.69	8.33	3.36	17.79	6.06	2.64
2	6.70		7.97	12.69	0.86	8.45	2.66	14.84	5.98	3.14
3	6.63		7.78	12.84	0.88	8.23	2.64	14.75	5.90	4.10
4	6.65		7.83	12.99	0.93	7.95	2.52	13.98	5.93	4.44
5	6.76		7.91	12.94	1.00	8.06	2.58	13.68	6.01	4.44
6	6.64		7.89	12.60	1.14	7.73	2.52	13.39	5.83	3.81
7	6.26		7.39	12.23	1.18	7.38	2.42	12.87	5.48	4.10
8	6.18		7.38	12.83	1.27	7.55	2.43	12.98	5.37	5.23
9	6.12		7.63	13.00				12.73	5.25	4.79
10	6.04		7.75	12.58				12.45	5.10	4.85
11	6.18		7.57	12.36				12.26	5.09	5.11
(時価)			(7.72)							
12	6.08		7.33	12.38				11.93	5.02	5.24
(時価)		(7.5)	(7.51)							
13	5.92		7.31	12.26				11.72	4.84	5.05
(時価)	(5.85)	(7.3)	(7.42)							
14	5.63		7.23	12.00				11.41		4.93
(時価)	(5.51)	(6.9)	(7.28)							(4.83)
15	5.46		7.03	11.44				10.69		4.80
(時価)	(5.23)	(6.6)	(7.05)	(11.16)				(10.77)		(4.59)
16	5.27		7.17	10.86				10.49		4.69
(時価)	(5.21)	(6.3)	(7.28)	(10.89)				(10.63)		(4.62)
17	5.20		7.36	10.53				10.27		4.27
(時価)	(5.23)	(6.1)	(7.49)	(10.70)				(10.59)		(4.28)

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
3. 厚生年金の(実績推計)は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。

付属資料◆長期時系列表

(参考) 最近の経済等の状況

年金の財政状況を見る上では、その背景となる実態経済の状況を把握した上で行う必要がある。以下は、最近の経済等の概要である。

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
①消費者物価増減率 (%, 暦年)	-0.7	-0.9	-0.3	0.0	-0.3	
②賃金指数の増減 (%, 年度)	-2.0	-2.7	-0.9	-0.3	0.7	
③TOPIXの増減 (%, 年度末)	-17.00	-25.67	49.65	0.25	46.18	
④日経平均株価の増減 (%, 年度末)	-15.19	-27.68	46.94	-0.40	46.20	
⑤公定歩合 (%, 年度末)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
⑥実質GDP成長率 (%, 年度)	-0.8	1.1	2.1	2.0	2.4	
⑦運用ベンチマーク						
	国内債券 (%)	0.95	4.26	-1.74	2.09	-1.40
⑧ (年度)	国内株式 (%)	-16.18	-24.83	51.13	1.42	47.85
⑨	外国債券 (%)	8.12	15.47	0.15	11.32	7.73
⑩	外国株式 (%)	4.14	-32.37	24.70	15.70	28.52
⑪円ドルレート (円、年度末)	132.71	119.02	103.95	106.97	117.47	
⑫完全失業率 (%, 暦年)	5.0	5.4	5.3	4.7	4.4	
⑬生産年齢人口 (千人、10月1日)	86,139	85,706	85,404	85,077	84,422	
⑭合計特殊出生率 (暦年)	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	
⑮65歳の平均余命(男) (年、暦年)	17.78	17.96	18.02	18.21	18.13	
⑯同 (女) (年、暦年)	22.68	22.96	23.04	23.28	23.19	

注：①、⑫、⑬は総務省、②、⑭～⑯は厚生労働省、⑤、⑩は日本銀行、⑥は内閣府、⑦～⑩は年金資金運用基金の資金運用事業の状況により、それぞれNOMURA-BPI、TOPIX（配当込み）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本）、MSCI-KOKUSAI（配当込み）である。

## 用語解説 (五十音順)

### ○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に戻るが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

### ○基礎年金給付費

昭和 60 年改正後の国民年金（新法国民年金）の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として国民年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

### ○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、前々年度の精算額と当年度の概算額をもととする額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

#### ✪ 保険料・拠出金算定対象額

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

#### ✪ 基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあつては保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を有する第 1 号被保険者（任意加入者も含む）、被用者年金にあつては第 2 号被保険者で 20 歳以上 60 歳未満の者及び第 3 号被保険者

#### ✪ 基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当り保険料・拠出金算定対象額

#### ✪ 各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

[⇒図 2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

### ○基礎年金交付金

昭和 60 年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

[⇒図 2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

### ○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

### ○給付費

厚生年金にあつては「保険給付」に、国共済・地共済・私学共済にあつては「長期給付」に、国民年金（国民年金勘定）にあつては昭和 60 年改正前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは国民年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（福祉年金勘定に含まれる）。
- ・被用者年金各制度の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは国民年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・被用者年金各制度の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。

〔⇒図 1 被用者年金の給付構造 参照〕

### ○金銭信託

信託の引受のときの財産が金銭である「金銭の信託」のうち、信託終了時に信託財産を金銭に換価し受益者に金銭で交付する信託。

### ○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。

### ○厚生年金の実績推計

厚生年金の実績を平成 16 年財政再計算において作成される将来見通しと比較できるように加工したものである。

厚生年金の平成 16 年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額などの未収納部分については当初から積立金額に加算され、給付費として基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生保険の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 保険料収入に、厚生年金基金に係る免除保険料を加える
- 2) 基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、収支両面から除く。すなわち、収入から基礎年金交付金を除き、給付費から基礎年金交付金を控除する。
- 3) 2)の修正後の給付費に、厚生年金基金から給付されている代行給付相当額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加え、その他支出から政府負担金を控除し、給付費に加える。
- 4) 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額及び公社未移換積立金残高を加える。
- 5) 収入から積立金相当額納付金、解散厚生年金基金等徴収金及び積立金より受入を除き、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する。
- 6) 運用収入に4)の修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 7) 5)の積立金にさらに独立行政法人への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を加える。

## ○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

### 国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金から厚生年金に納付される拠出金の合計額のことである。

### 年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金が厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計が上記国共済組合連合会等拠出金収入である。

## ○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成16年10月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

## ○国共済+地共済

国共済と地共済は、平成16年度から財政単位が一元化され、財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されており、参考として、国共済、地共済各々の将来見通しも示されている。一方、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。本報告では、国共済・地共済合算分を「国共済+地共済」と表記することとし、国共済、地共済の決算ヒアリングの結果を基に「国共済+地共済」の数値を作成し、国共済、地共済それぞれに加え、「国共済+地共済」についても実績と平成16年財政再計算結果との比較を行う。



### ○国庫・公経済負担

公的年金各制度の基礎年金拠出金の3分の1（平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに2分の1へ引上げ。16年度以降の負担は基礎年金拠出金の3分の1から引き上げられている。）に相当する額、被用者年金制度にあつては昭和36年4月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%）に相当する額、国民年金にあつては国民年金の保険料免除期間に係る給付費の全額（全額免除期間）又は4分の1（半額免除期間）<sup>注1</sup>、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など<sup>注2</sup>を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

なお、基礎年金拠出金の国庫・公経済負担割合が平成21年度までに2分の1に引き上げられることに伴い、平成18年7月より国民年金の保険料の多段階免除制度が導入されることと併せ、保険料免除期間に係る給付費の国庫負担割合も引き上げられることとされている。

注1 国民年金保険料免除期間に係る国庫負担

（網掛け部分、太枠内が老齢基礎年金額に相当、平成18年6月まで）

			 基礎年金拠出金に係る3分の1国庫負担
			 特別国庫負担
納付済み期間	半額免除期間 （老齢基礎年金額計算の際は保険料納付済み期間の3分の2として計算）	全額免除期間 （老齢基礎年金額計算の際は保険料納付済み期間の3分の1として計算）	

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の40/100、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
  - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
  - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

### ○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないように配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金・国民年金の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。

## ○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、第1号被保険者（第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、第2号被保険者（被用者年金の被保険者。ただし、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、国民年金勘定から支給される第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和60年改正前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、基礎年金勘定に係る事項については「国民年金（基礎年金勘定）」と、国民年金勘定に係る事項については「国民年金」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、国民年金全体という意味で用いる場合と、国民年金（国民年金勘定）という意味で用いる場合がある。

## ○国民年金の実績推計

国民年金の平成16年財政再計算では、国庫負担繰延額などの未収部分については当初から積立金額に加算され、給付費として基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 基礎年金交付金を収支両面から除く。すなわち、収入から基礎年金交付金を除き、給付費から基礎年金交付金を控除する。
- 2) 積立金額に国庫負担繰延額を加える。
- 3) 収入から積立金より受入を除き、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する。
- 4) 2)の積立金額にさらに独立行政法人への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を加える。

## ○財政検証

平成13年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証のことである。旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8年3月8日付けの閣議決定において、同様のことを行うこととされていた。

なお、平成16年の制度改正により、厚生年金、国民年金においては、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。このことについて財政検証と呼ばれる場合もある。



## ○財政再計算

公的年金の保険料率及びその将来見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料率及び将来見通しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成16年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

## ○財政の現況及び見通し

平成16年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね100年間とされ、また、この財政の現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。なお、この財政の現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に所得代替率が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

## ○財政融資資金繰上償還等資金財源

平成17年度末に年金資金運用基金が解散することに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を厚生年金、国民年金から支出したものである。平成18年度以降は、年金住宅融資回収金等が厚生年金、国民年金の収入となる。

## ○実質的な運用利回り

年金制度においては、名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る分のことを実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

長期的にみると、年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加する。また、保険料及び国庫負担も名目賃金上昇率によって増加する。積立金がある場合は、その相対的規模を維持するためには名目賃金上昇率相当分を積み増すことが必要である。

このため、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当である。

## ○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned}
 \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\
 &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\
 &\quad + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\
 &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\
 &\quad - \text{追加費用} \\
 &\quad - \text{職域等費用納付金} \\
 &(\text{= 基礎年金拠出金} + \text{独自給付費})
 \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9年4月1日廃止）に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2年度から始まったが、平成9年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

## ○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

### ○償却原価法

債券を額面金額よりも低い金額又は高い金額で取得した場合、差額が発生するが、これらの差額を償還期までに毎期、一定の方法で収益又は費用に加減する評価方法。

### ○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成13年度に年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人）が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産（当初約26兆円）のことである（財政融資資金（旧年金資金運用部）への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる）。この資金運用業務は、借入金の返済が終了する平成22年度まで継続されることになっている。年金資金運用基金は、平成13年4月に設立された厚生年金及び国民年金の年金積立金の運用を行う組織で、旧年金福祉事業団から承継した資産の運用も併せて行っている。

### ○証券投資信託

不特定多数の投資家の少額資金を集積して巨額の資金（ファンド）とし、これを証券投資の専門家の手に委ねて分散投資することで得た利益を、出資の割合に応じて投資家に還元する信託。

### ○職域等費用納付金

平成9年4月に厚生年金に統合された旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金（統合時点で受給権が発生しているものに限る。）は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金に納付する額のことである。

### ○職域年金部分、職域部分

共済年金（退職共済年金）の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和61年4月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、従来の共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、新共済年金については、厚生年金と同様の年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を2階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を3階部分ということがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧法年金についても、

所定の方法で厚生年金相当分と職域部分に分けて取り扱う場合がある。

【厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】

適用する 組合員期 間 <sup>注2</sup>	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組みがある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 <sup>注1</sup>	0.475	0.238	10.00	0.5	0.25
	）	）	）	）	）	）
平成15年 4月以後	7.125	1.425	0.713	7.5	1.50	0.75
	）	）	）	）	）	）
平成15年 4月以後	7.308	0.365	0.183	7.692	0.385	0.192
	）	）	）	）	）	）
	5.481	1.096	0.548	5.769	1.154	0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる15年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる15年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年の厚生年金保険法の改正により、経過的に厚生年金基金は免除保険料に見合う以上の代行給付を行うこととなったことから、経過的な財政調整措置として政府が負担することとなった額をいう。すなわち、免除保険料率は、一律に給付乗率10/1000から国庫負担を差し引いた8/1000分を基準に算定されていたが、昭和60年以降の改正によって、昭和61～平成14年度の期間については給付乗率7.5/1000、平成15、16年度の期間については5.769/1000（総報酬制に伴い、一律1.3分の1で換算）、平成17年度以降の期間については5.481/1000（免除保険料凍結解除に伴い、平成12年改正の一律5%引下げを反映）を基準として算定されることとなった。このため生年月日と加入期間の区分に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち経過的に免除保険料率の算定の基準を超える部分等の費用については、基金がその給付を行う際に、厚生保険特別会計から政府負担金として基金に交付されることとなったものである。

〔「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。〕

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

付属資料

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

### ○代行部分

厚生年金基金が老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、国に代わって支給する部分のことである。厚生年金基金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、物価水準の変動に対応した給付改善分であるスライド部分、及び過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分である再評価部分を除いた部分を、国に代わって支給する仕組みとなっている。厚生年金基金が代行部分に加えて独自に上乗せしている給付はプラス・アルファ部分と呼ばれる。代行部分の給付は免除保険料と経過的な政府負担金で賄われる。

〔「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。〕

### ○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。これは、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び国民年金（基礎年金勘定）の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

### ○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34 年、同 37 年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

### ○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

### ○積立金相当額納付金

平成 9 年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14 年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

### ○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

### ○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

### ○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

$$\text{独自給付費} = \text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}$$

### ○独自給付費用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left( \begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

### ○特別国庫負担

本文「図表 2-1-20」の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基礎年金拠出金の3分の1（平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに2分の1へ引上げ）に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又は基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。

〔⇒補足 国庫が負担する費用一覧 参照〕

### ○特別支給の老齢・退職年金

昭和 61 年の年金改正により、老齢・退職年金の支給は原則 65 歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に 60～64 歳の間に支給される、いわゆる「60 歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65 歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金<sup>注</sup>」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成 13 年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25 年度から、それぞれ生年月日に応じて 61 歳から 64 歳に段階的に引き上げられ、最終的には 65 歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ 5 年遅れで引き上げられる。

[⇒図 3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照]

注 加入期間が 20 年（中高齢の特例の場合 15～19 年）以上ある年金の場合、生計を維持されている 65 歳未満の配偶者または 18 歳未満（18 歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害の子がいるときに加算される年金額。

### ○年金種別費用率

実質的な支出の中で自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\begin{aligned} \text{老齢費用率} &= \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 \\ \text{障害費用率} &= \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 \\ \text{遺族費用率} &= \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 \end{aligned}$$

（注：拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

年金制度の成熟の度合を示す指標である年金扶養比率を見る際に、遺族年金や障害年金を受給している人数が含まれていないことから、年金扶養比率を補完する指標として新たに考案された指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

### ○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和

したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んで表章している。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

### ○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

[保険に係る年金扶養比率 参照]

### ○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

### ○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（厚生年金においては、基金代行分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）」<sup>注</sup>を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

注 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

### ○報酬、賞与、総報酬

#### ●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれ



る各種の手当では含まれていない（このため、給料にかかる保険料率や平均給与月額算定における給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。＊参照）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものを言う。

公的年金制度では、平成14年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料 ＊	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、現在、第1級（9.8万円）～第30級（62万円）の30区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬（総報酬）。年度間累計値や、それを12で割ったもの（総報酬ベース・月額）が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬月額」が用いられる。なお、平成14年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。また、平成15年度から総報酬制になったが、本報告では、過去からの推移をみるため、標準報酬月額ベース（〈 〉書き）と総報酬ベースの両方を合わせて表示している

＊ 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用しているが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、保険料率は手当を含んでいない分高く設定されている。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められている。

また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

○包括信託

財産（金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権・土地の貸借権）について、種類を異にする2以上の財産を1の信託行為により引き受ける信託。（例えば、金銭と有価証券を同時に信託するといった場合。）

○保険に係る年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金  
のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left( \frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組みとなっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて換算したものである。

【参考】

○国共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
年金扶養比率	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85	1.81	1.76	1.73	1.71
保険に係る年金扶養比率	3.15	3.01	2.99	2.94	2.83	2.73	2.61	2.53	2.43	2.32	2.26

○地共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
年金扶養比率	2.64	2.59	2.52	2.45	2.40	2.32	2.24	2.16	2.09	2.00	1.95
保険に係る年金扶養比率	4.30	4.23	4.06	3.81	3.61	3.41	3.23	3.06	2.86	2.67	2.55

出所 社会保障審議会年金数理部会「財政状況－国家公務員共済組合－」、「財政状況－地方公務員共済組合－」各年度

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式がとられていた。

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、被用者年金制度全体の手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率（注）を基として調整するも

の。マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（以後、調整期間という。）、年金の改定率を抑制することにより行われる。共済年金も厚生年金と同じ期間同じ調整が行われる。

注 スライド調整率は、「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。

### ○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

### ○免除保険料

厚生年金基金ごとに定められている「免除保険料率」に相当する額のことである。厚生年金基金は厚生年金の給付の一部を国に代わって支給（代行給付）することから、厚生年金基金の加入員の厚生年金の保険料は、代行給付を賄うために必要な保険料率を基に決定される「免除保険料率」を控除した保険料率で計算するものとされている。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

〔「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。〕

注 免除保険料率は2.4%～5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定。

### ○有価証券信託

信託の引受に際し、有価証券を信託財産として受け入れる信託。

### ○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16年の制度改正で導入された。なお、平成16年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

### ○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことを

いう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

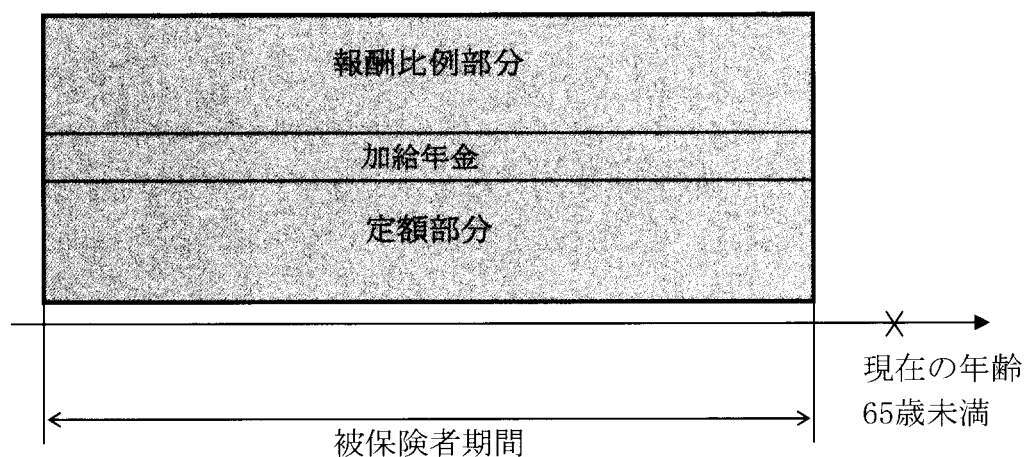
図1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者（大正15年4月2日以降生まれ）の老齢・退職年金

(1) 65歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）



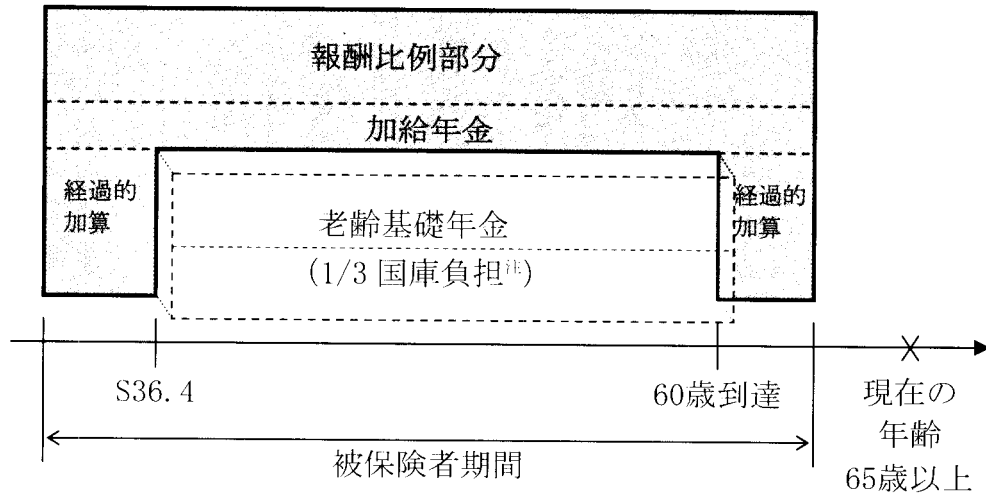
- 平成13年度末時点（厚生年金の女性は18年度末時点）で60歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額（網掛け部分）



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金

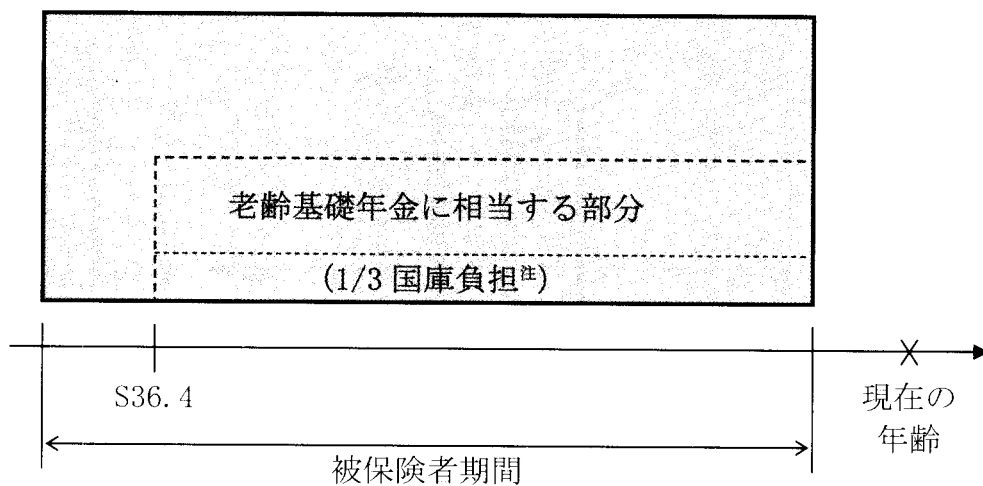
被用者年金の額（網掛け部分）



注 平成21年度までに1/2へ引き上げられることとされている。

2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）

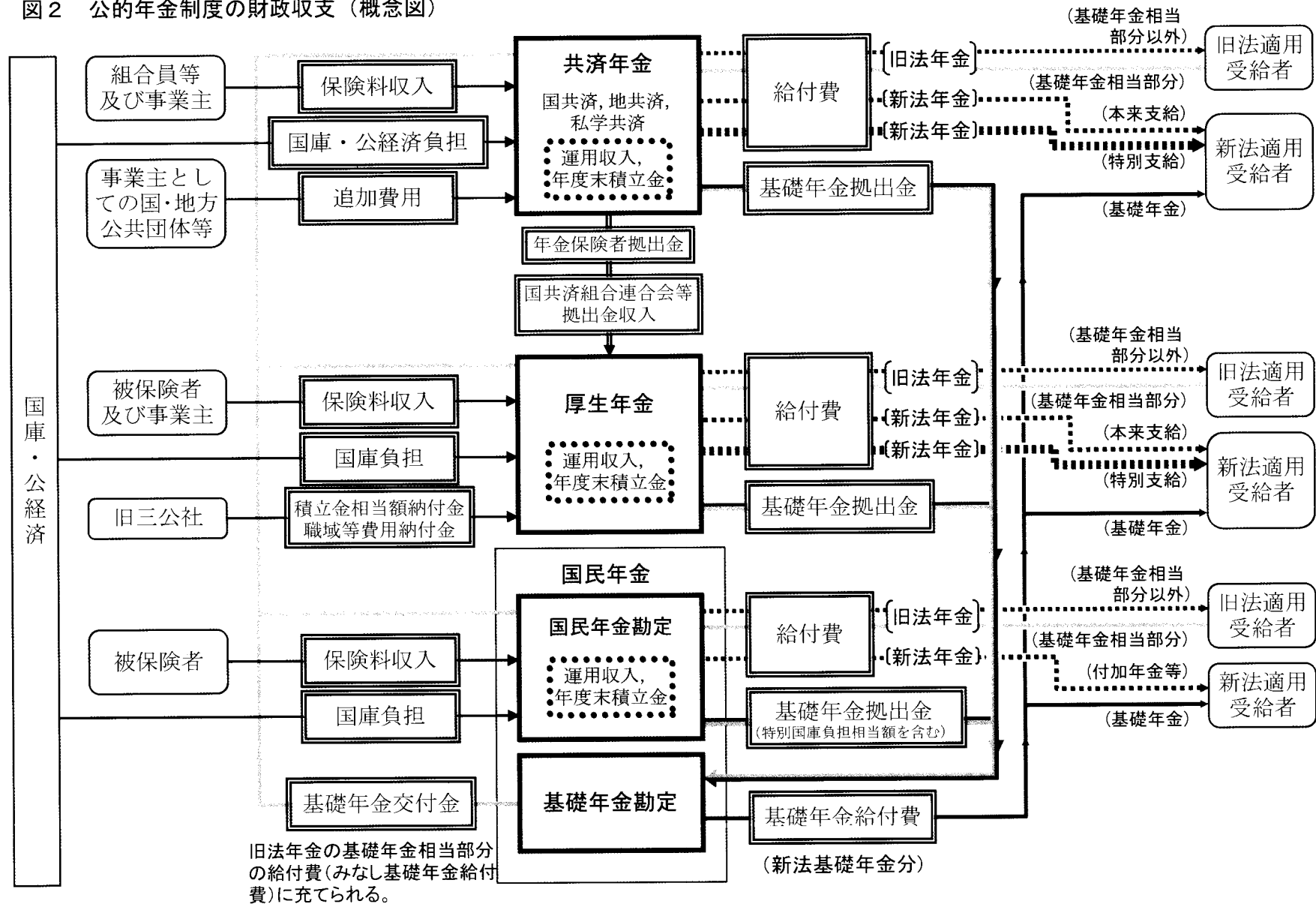
被用者年金の額（網掛け部分）



注 平成21年度までに1/2へ引き上げられることとされている。

[⇒「給付費」の項を参照。]

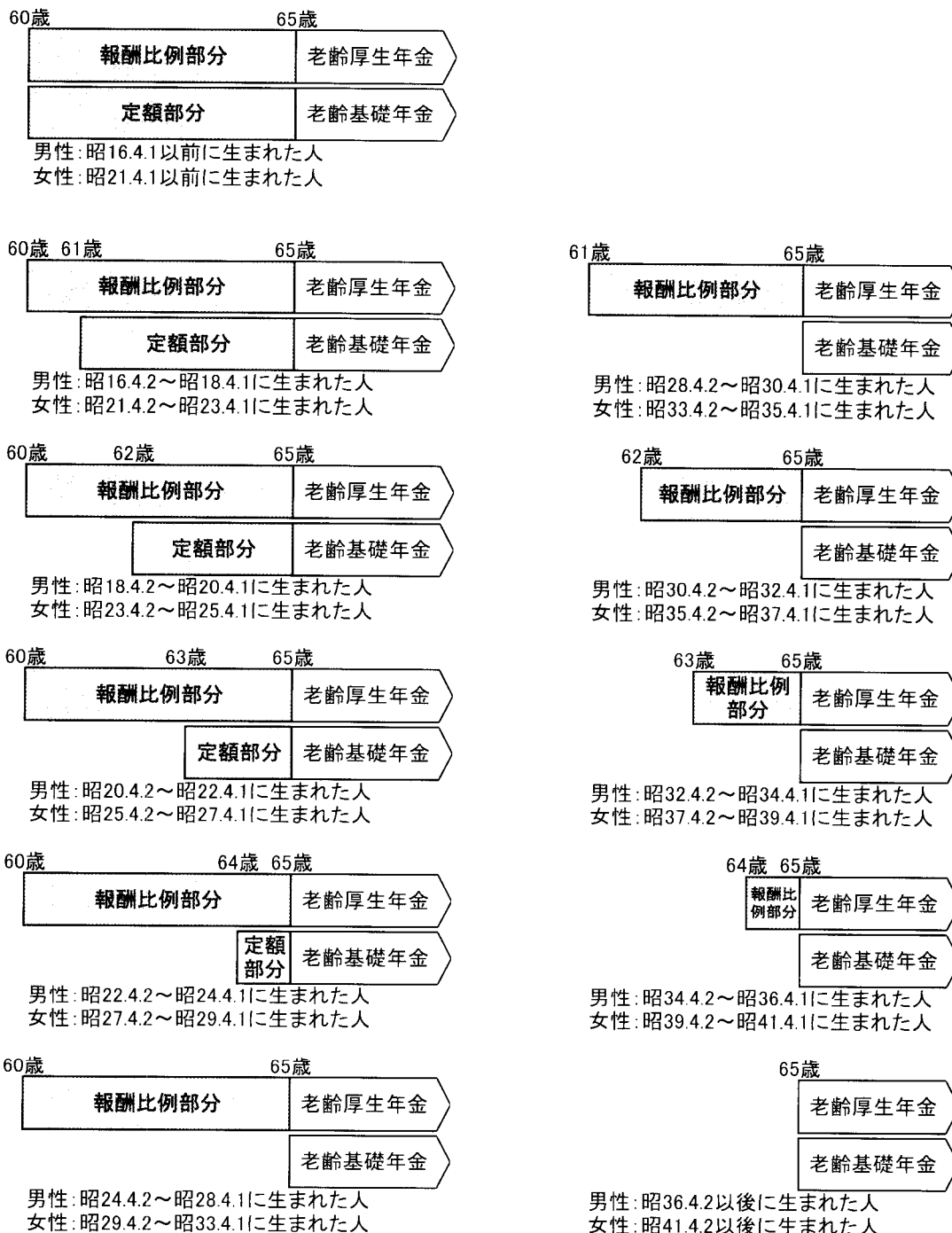
図2 公的年金制度の財政収支（概念図）



[⇒「基礎年金拠出金」、「基礎年金交付金」の項を参照。]

図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

[網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金]



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。  
 注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

付属資料



○定額部分の支給開始年齢の引上げ

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性)、 共済年金(男性、女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成13年度	平成18年度
62歳	平成16年度	平成21年度
63歳	平成19年度	平成24年度
64歳	平成22年度	平成27年度
65歳	平成25年度	平成30年度

○報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性)、 共済年金(男性、女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成25年度	平成30年度
62歳	平成28年度	平成33年度
63歳	平成31年度	平成36年度
64歳	平成34年度	平成39年度
65歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]

補足

## 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

### 1 いわゆる3分の1国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用<sup>\*1、\*2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/3<sup>\*3</sup> [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号]
- 基礎年金の給付に要する費用<sup>\*1、\*2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/3<sup>\*3</sup> [厚生年金保険法第80条第1号，第94条の2第1項]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）
- ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることからここからは除かれる。[第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16年年金制度改正により、平成21年度までに基礎年金への国庫負担割合が3分の1から2分の1に引上げられることとされている。

### 2 3分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第85条第1項第2号]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/4 [第85条第1項第2号]（平成14年4月1日より）
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の40/100 [第85条第1項第3号]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（40/100） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

(旧法国民年金)

- 旧国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]

(注) 国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%

- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]